

第4回 川崎市環境審議会自然共生部会 次第

日時 令和8年8月31日（月） 10時00分から12時00分
場所 本庁舎 2階ホール

1 議題

(1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

資料1

- ア 緑の減少傾向からの反転時期、緑の量に関する目標値
- イ 衛星画像による緑被率の算定 ウ 衛星画像による緑被率の算定結果
- エ 区別緑被率の算定結果 オ 町丁目別の緑被率の現状
- カ 土地利用と緑被率（速報値） キ 土地利用と施策の関係性の整理（検討中）
- ク 歩道上の樹冠被覆率の試算 ケ 具体的な施策の検討状況（緑化指針の改正における緑化率の整理）

(2) 公園の整備方針

資料2

- ア 公園種別ごとの特性・整備の考え方 イ 主な公園の整備方針 ウ 身近な公園の整備方針
- エ 既存公園の再編・集約化の検討
- オ 都市計画公園のあり方の検討（長期末整備公園・緑地の対応方針）

(3) 公園の維持管理方針

資料3

- ア 公園施設の維持管理
- イ 緑(樹木)の維持管理
- ウ パークマネジメント

2 報告

資料4

(1) みんなとつくる基本計画の取組

【配布資料】

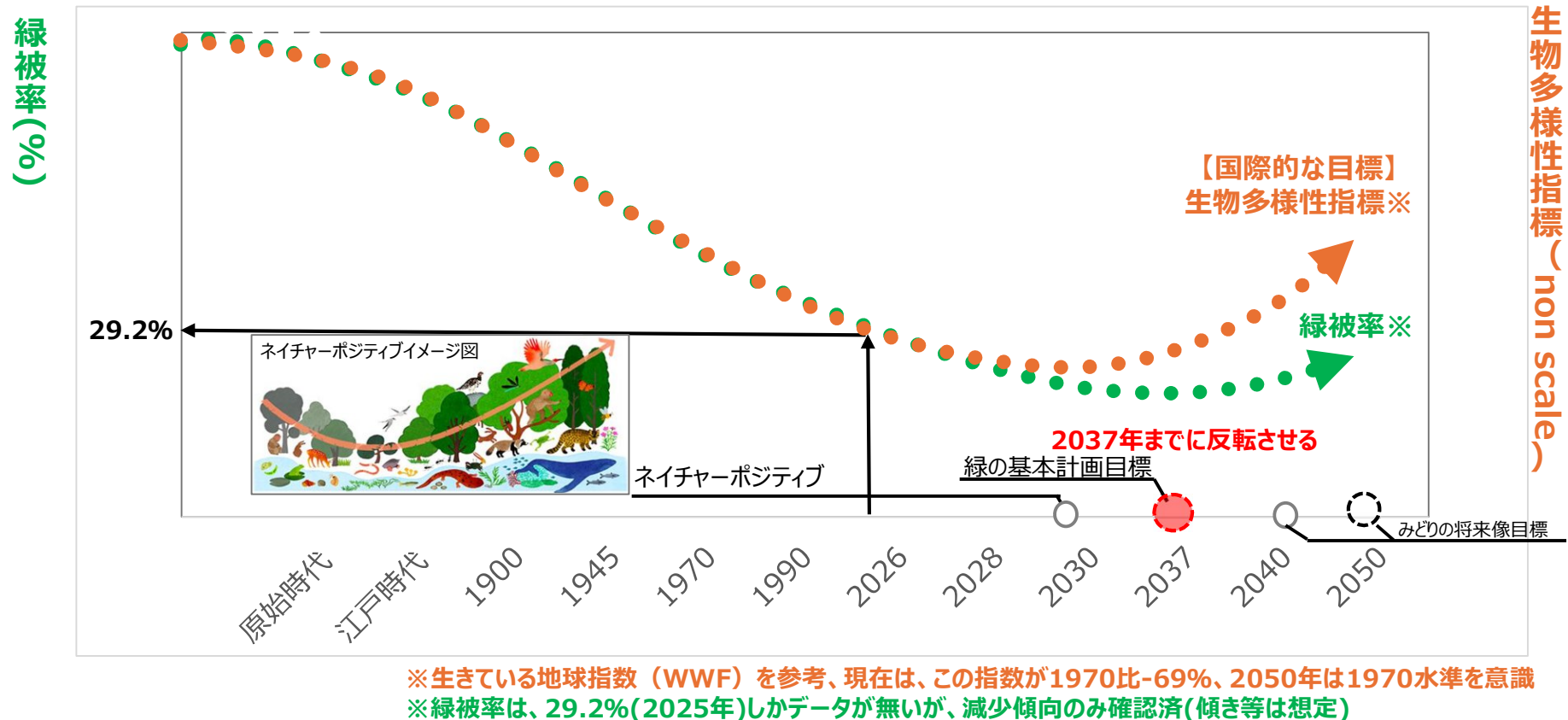
- ☐ 資料1 緑の総量の反転に向けた目標設定について
- ☐ 資料2 公園の整備方針
- ☐ 資料3 公園の維持管理方針
- ☐ 資料4 みんなとつくる基本計画の取組
- ☐ 資料5 今後の審議の主な論点とスケジュール
- ☐ 資料6 第3回自然共生部会の意見及び対応について

【参考資料】

- ☐ 参考資料1 川崎市環境審議会自然共生部会委員一覧
- ☐ 参考資料2 川崎市環境審議会自然共生部会市側出席者一覧
- ☐ 参考資料3 川崎市みどりの将来像
- ☐ 参考資料4 川崎市環境審議会自然共生部会設置等
- ☐ 参考資料5 川崎市環境基本条例
- ☐ 参考資料6 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

ア 緑の減少傾向からの反転時期、緑の量に関する目標値

- ✓ 緑の総量については、国の緑の基本方針を踏まえ、**緑被率30%以上**を目指す
- ✓ 目標については、**2050年の将来像の達成に向けて2037年、2040年を通過点として考える。**
- ✓ **最難関の目標は、100年以上続いた緑の減少傾向を反転する年次を決められること。**



1 緑の総量の数値目標の条件

- (1) 都市緑地法 緑の基本方針 **緑被率30%以上**
- (2) 考慮事項 (環境省 ネイチャーポジティブ 30by30 (陸と海の30%以上を**健全な生態系として効果的に保全しようとする目標**))

2 本市のアプローチ

- (1) 現在地の確認 (基礎調査・定義整理) 緑被率 **29.2%** 第2回定義や調査手法の確認、第3回部会に調査結果を報告済
- (2) 2050年に向けた通過点としての2037年(2040年)の緑被率の検討
- (3) **新たな取組の効果がまちに定着するまでに時間を要することから、2037年までに反転させることを目標とします**

1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

イ 衛星画像による緑被率の算定

使用したデータ

■ Vantor社の16ビット階調の情報を有する解像度0.5mのパンシャープン画像を活用

・使用した衛星センサは以下の通り。

① WorldView-2 (2025/9/22、2024/7/21※) ※被雲の補完のために利用

② GeoEye-1 (2025/9/17、2025/7/26)

・農地：川崎市「都市計画基礎調査 農地データ」

・市域・区域ポリゴン：国土数値情報「行政界データ」

・敷地面積：

作業手順

1. 衛星画像購入

2. 解析準備

① 解析用画像の作成

- ・オルソデータ化
- ・被雲に対する補完

② NDVI画像の作成

- ・以下の計算式よりNDVI画像データを作成

$$NDVI = \frac{NIR_o - R_o}{NIR_o + R_o} \quad \dots \quad (1)$$

NDVI: NDVI 値、 R_o : 赤バンド値、 NIR_o : 近赤外バンド値

3. 画像解析

① 植生被覆地の抽出

- ・可視画像を参考に検討し、「0.30」を閾値として、
 $0.30 < NDVI$: 植生被覆地として設定

② 誤判別の補正

- ・誤判別の領域の多くは工場や住宅の屋根など青色系の特殊塗装を施している施設であるため、画像補正を行い誤判別の低減を実施

4. 草地・樹木被覆地の分類

① 樹木被覆地の抽出

- ・上記植生被覆地について、可視画像を参考に検討し、「0.60」を閾値として、 $0.60 < NDVI$: 樹木被覆地として抽出
※目視判読による補正・区分は行っていないため精度は限界あり

緑被率の算定手法の手引き（国土交通省）における今回の調査精度

- ・解像度0.5mの衛星画像を用いた画像処理による抽出であるためLevel2相当に該当
- ・なお、精度向上のため詳らかな目視判読ではないものの画像処理等による補正・判読を実施している。

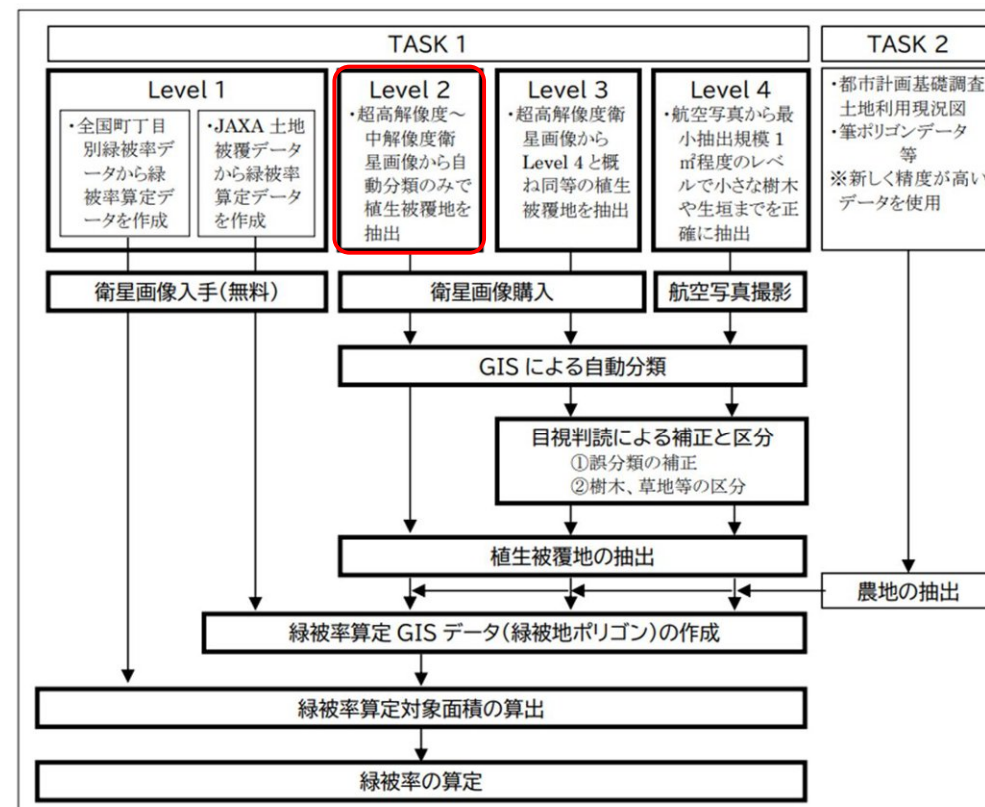


図 2-1 一般的な緑被率算定の流れ

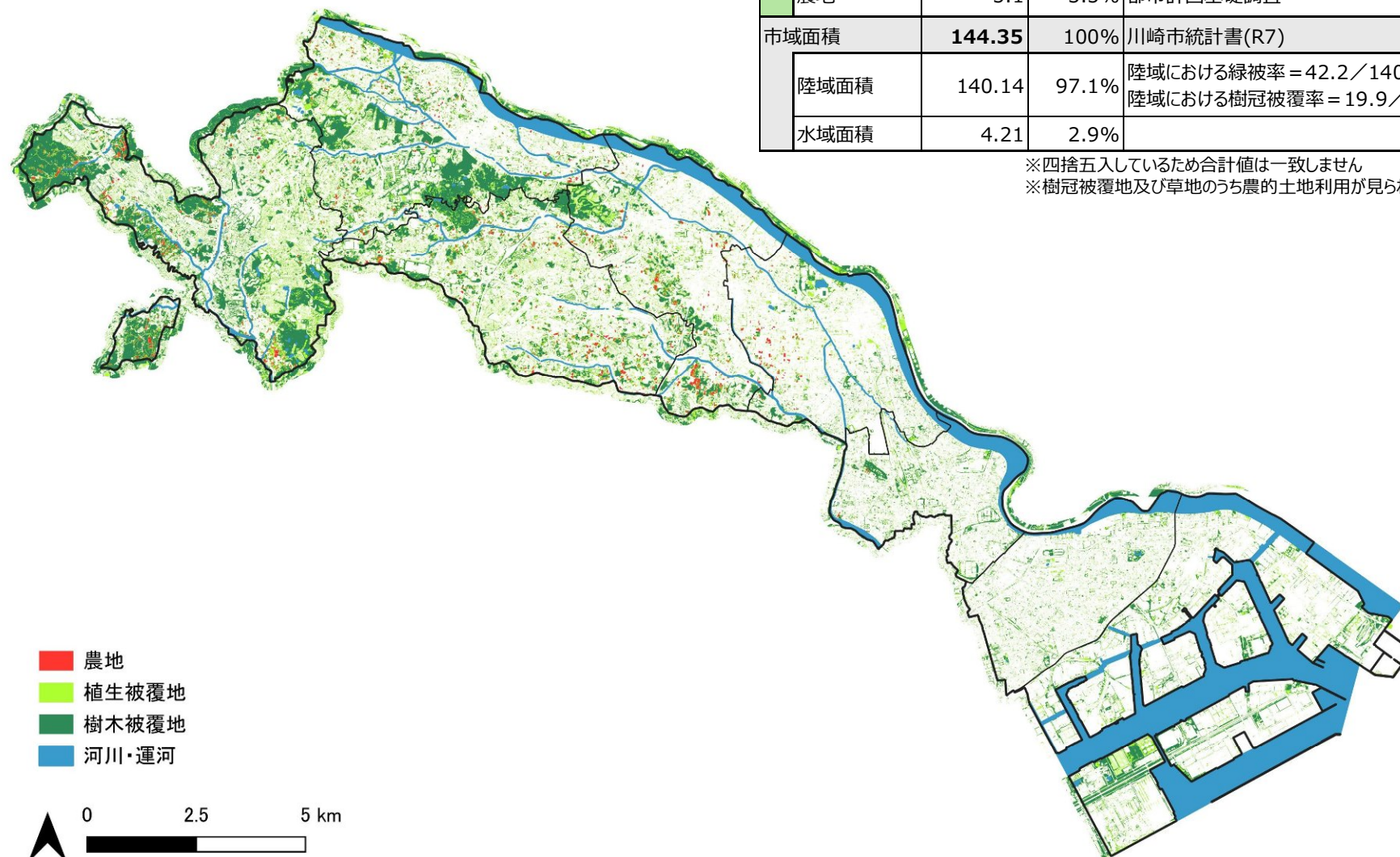
1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

ウ 衛星画像による緑被率の算定結果（精査中）

	面積(km ²)	割合(%)	備考
植生被覆地	42.2	29.2%	←緑被率 = 植生被覆地面積 / 市域面積 植生被覆地 = 樹木被覆地 + 草地 + 農地
樹木被覆地	19.9	13.8%	←樹木被覆率 = 樹木被覆地 / 市域面積 Vantor社衛星画像より抽出・算定
草地	17.2	11.9%	Vantor社衛星画像より抽出・算定
農地	5.1	3.5%	都市計画基礎調査
市域面積	144.35	100%	川崎市統計書(R7)
陸域面積	140.14	97.1%	陸域における緑被率 = $42.2 / 140.14 = 30.1\%$ 陸域における樹冠被覆率 = $19.9 / 140.14 = 14.2\%$
水域面積	4.21	2.9%	

※四捨五入しているため合計値は一致しません

※樹冠被覆地及び草地のうち農的土地利用が見られた土地は農地として計上



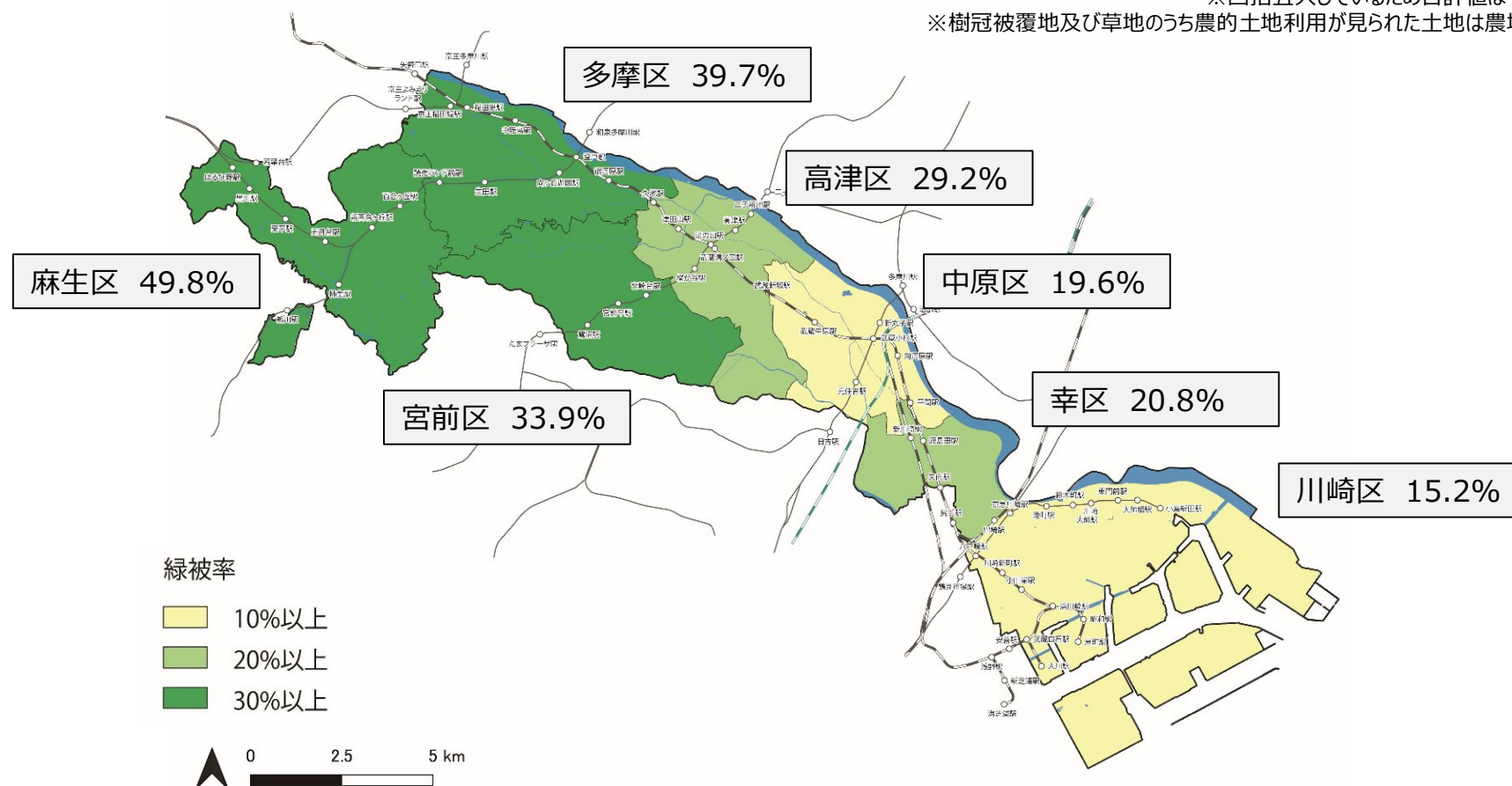
1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

Ⅰ 区別緑被率の算定結果（精査中）

- ✓ 市内北西から市内南東にむけて、緑被率が低くなっていく傾向にある。
- ✓ 中原区の緑被率が川崎区に続いて低く、10%台となっている。

	川崎区		幸区		中原区		高津区		宮前区		多摩区		麻生区		市域	
	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)	面積(km ²)	割合(%)
植生被覆地	6.11	15.2%	2.1	20.8%	2.9	19.6%	5.0	29.2%	6.3	33.9%	8.1	39.7%	11.5	49.8%	42.2	29.2%
樹木被覆地	3.1	7.7%	1.2	11.9%	1.1	7.4%	2.1	12.3%	2.3	12.4%	4.0	19.6%	6.0	26.0%	19.9	13.8%
草地	3	7.5%	0.9	8.9%	1.6	10.8%	2.2	12.9%	2.8	15.1%	3.2	15.7%	3.5	15.1%	17.2	11.9%
農地	0.01	0.0%	0.03	0.3%	0.2	1.4%	0.7	4.1%	1.2	6.5%	0.9	4.4%	2.0	8.7%	5.1	3.5%
面積	40.25	100.0%	10.09	100.0%	14.81	100.0%	17.1	100.0%	18.6	100.0%	20.39	100.0%	23.11	100.0%	144.35	100.0%

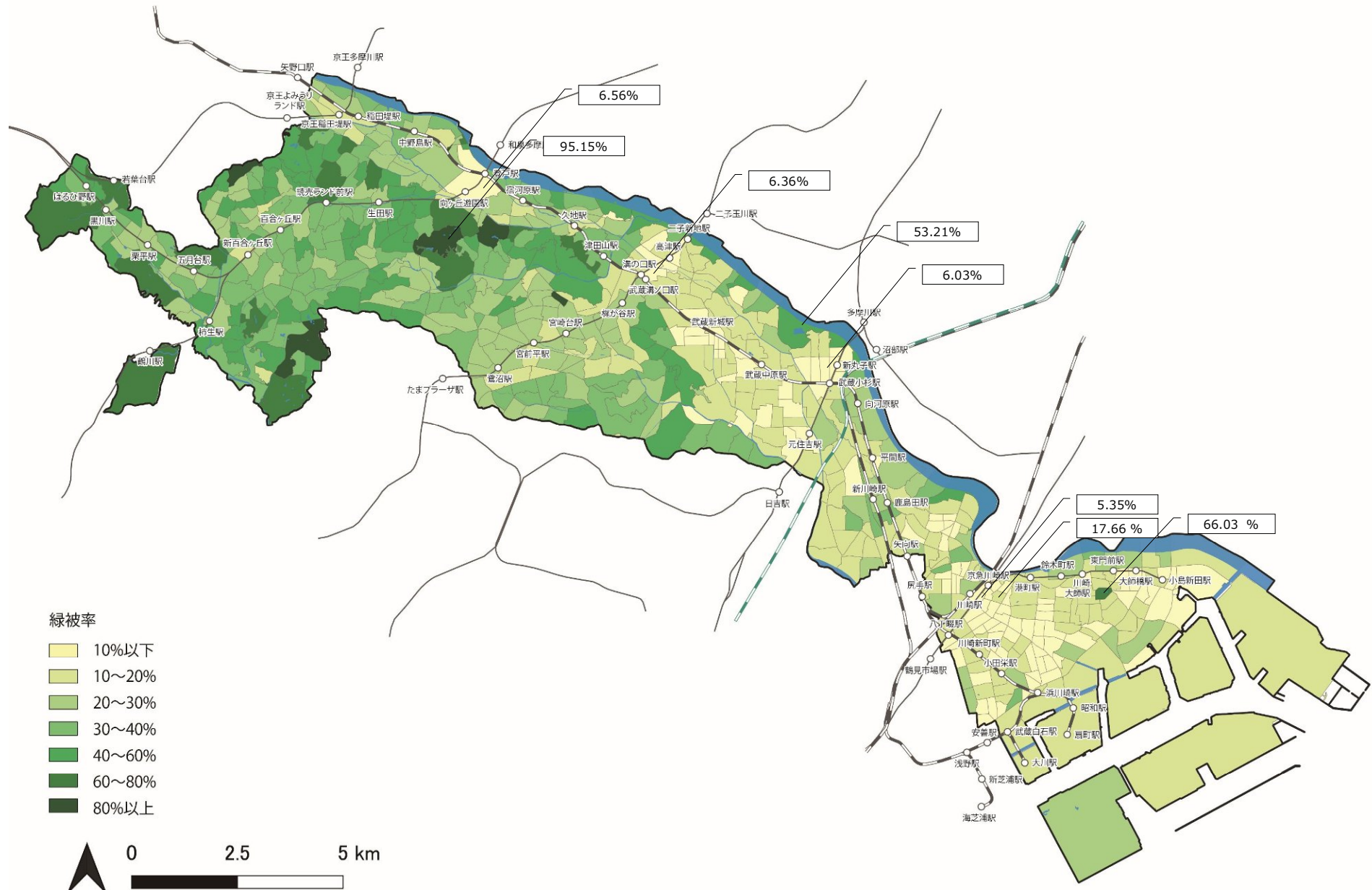
※四捨五入しているため合計値は一致しません
※樹冠被覆地及び草地のうち農的土地利用が見られた土地は農地として計上



1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

オ 町丁目別の緑被率の現状（精査中）

- ✓ 市内北西部は緑被率が高く、市内南東では緑被率が低い。武蔵中原駅、武蔵小杉駅、川崎駅周辺及び同駅以南等においては、10%以下の地域が広がっている。



1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

力 土地利用と緑被率（速報値）

✓ 市域の緑被地については、住宅地等のみどりが最も多く、次に公園緑地、農地となっている。

■ 試算方法

- ・都市計画基礎調査データ及び緑被地データを重ね、主な土地利用別の緑被地の内訳を整理
- ・都市公園・都市緑地に関しては、市受領データを用いた上で、都市計画基礎調査データと重複部分がある部分に関しては、都市公園・緑地として整理

■ 持続性の有無に基づく整理について

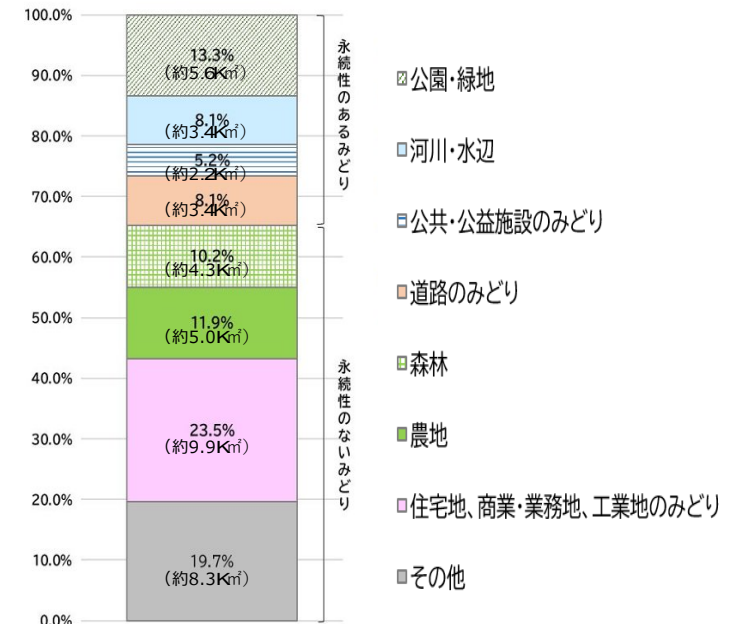
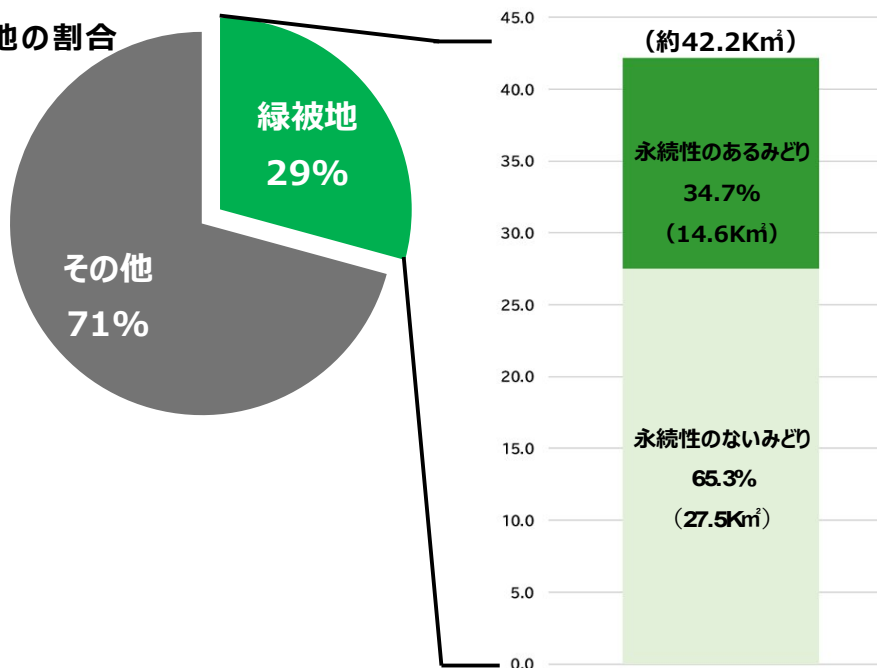
- ・都市公園・緑地及び公共・公益施設のみどり、河川・水辺のみどりは持続性が高いと言える。
- ・その他農地や森林等に関しては、法的な位置付けのあるエリアを抽出するとともに重複する面積に対する処理が必要になる。

■ 試算結果

- ・住宅地や商業・業務地、工業地における緑被地が最も多く約23.5%を占める
- ・その他を除くと、次いで公園・緑地が13.3%、農地が11.9%、森林が10.2%と続いている。

※都市公園・都市緑地以外の、都市計画基礎調査上の公共空地や民間空地（ゴルフ場や大学等のグラウンド）はその他に含まれている。

市域における緑被地の割合



1（1）緑の総量の反転に向けた目標設定について

カ 土地利用と施策の関係性の整理（検討中）

✓ 緑被地の土地利用の分類を踏まえ、反転に向けた施策を検討する必要がある。

（ア）分析イメージ（緑被率地の分類） 出典：福岡市

区分	分類	みどりの種類
保全系のみどり	森林	保安林（民有保安林、国有林）
	樹林地	特別緑地保全地区
	樹林地	市民緑地
	樹林地	風致地区内の緑地
	農地	生産緑地地区
	農地	農用地区域
	農地	公共団体設置の市民農園
	農地	公共団体外が設置している市民農園
	河川水辺等	河川、ため池
	河川水辺等	海浜
創出系のみどり	公園緑地等	都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等
	公園緑地等	条例で設置の公園（準都市公園）
	公園緑地等	港湾緑地
	公園緑地等	史跡、遺跡の公園的整備
	公園緑地等	公営住宅の児童遊園
	公園緑地等	空港周辺移転補償跡地の公園的整備
	道路の緑	街路樹
	公共公益施設の緑	公共施設の緑
	公共公益施設の緑	運輸施設の緑
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	緑地協定地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	風致地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	地区計画で定める緑地
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	工場立地法などによる工場内の緑地
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	公開空地の緑

1（1）緑の総量の反転に向けた目標設定について

カ 土地利用と緑被率（速報値・用途地域別）

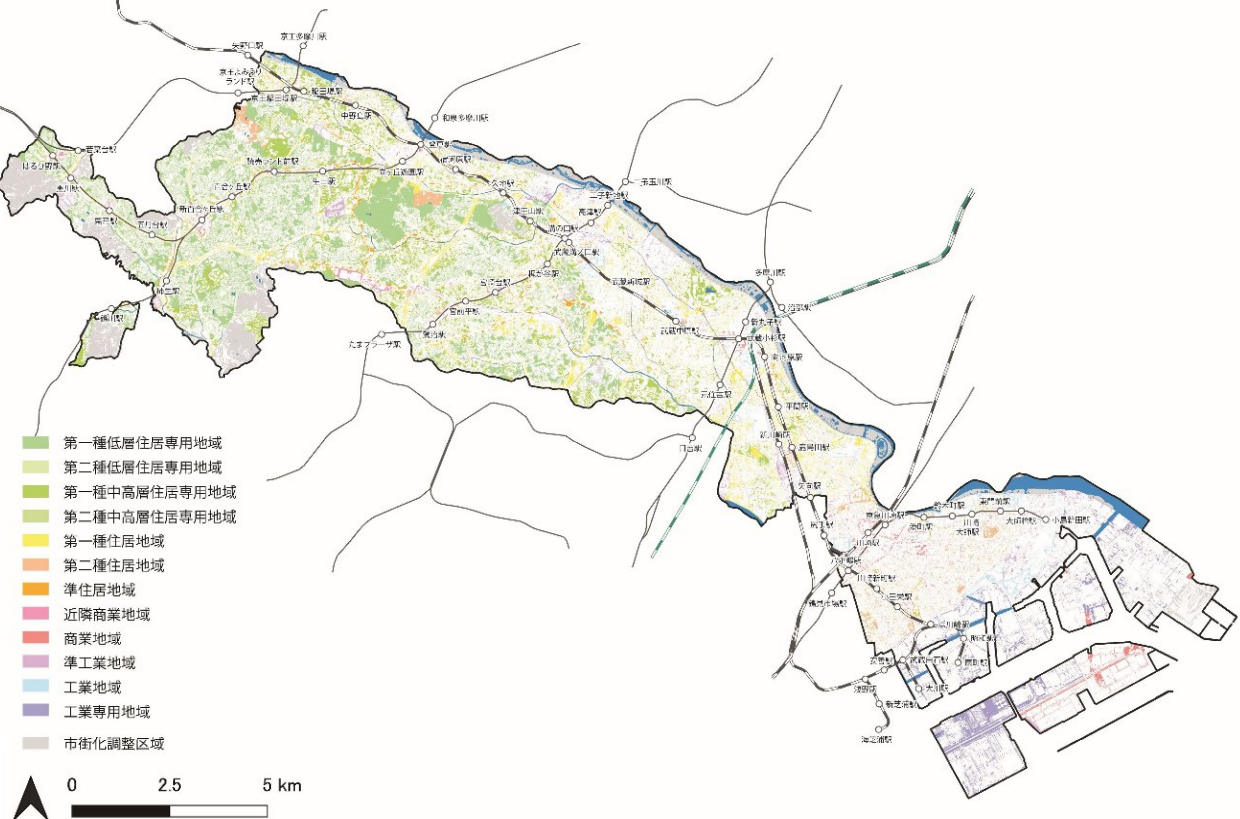
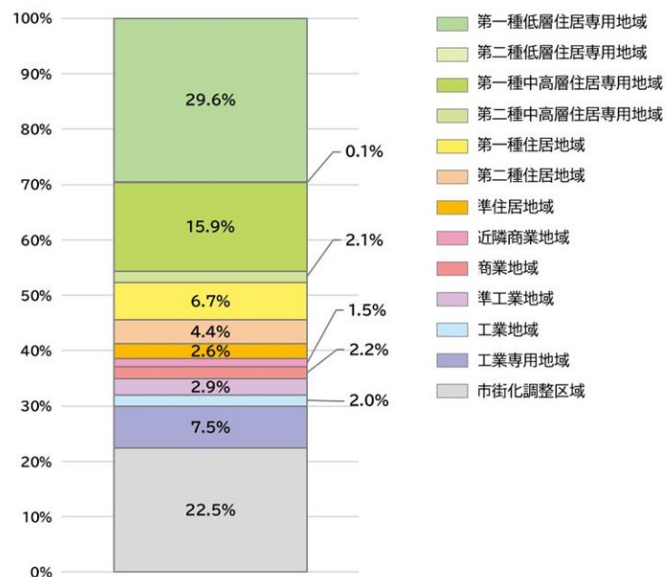
■ 試算方法

- ・用途地域（国土数値情報より）データ及び緑被地データを重ね、用途地域別の緑被地を整理

※用途地域と行政界のデータにずれがあり、緑被地の合計面積は一致しないことから割合で整理

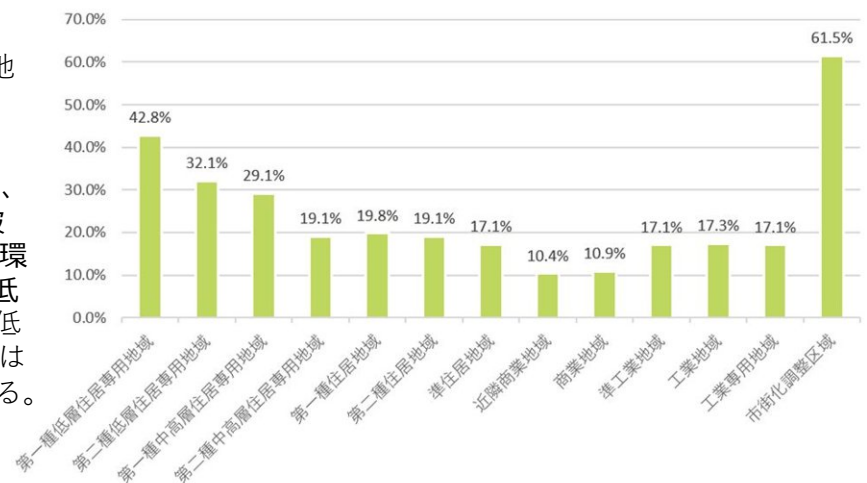
■ 緑被地面積の内訳

- ・緑被地の内訳は市街化区域内が約**77.5%**、市街化調整区域が約**22.5%**
- ・用途地域別にみると、約**29.6%**が第一種低層住居専用地域、約**15.9%**が第一種中高層住居専用地域に分布している。
- ・臨海部の工業専用地域においても約**7.5%**の緑被地が形成されている。
- ・一方で、商業地域や近隣商業地域の緑被地の全体に占める割合は合計約**3.7%**となっており、商業系用途地域では緑被が少ない傾向にある。



■ 用途地域別緑被率

- ・多摩川の河川敷や樹林地を含む市街化調整区域が**61.5%**と最も高い
- ・市街化区域内では、住宅系、工業系、商業系の順に緑被率が高く、特に規制が強く住環境が保全されている第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域においては緑被率が**30%を超えている**。



1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

キ 樹林地の量の傾向の確認

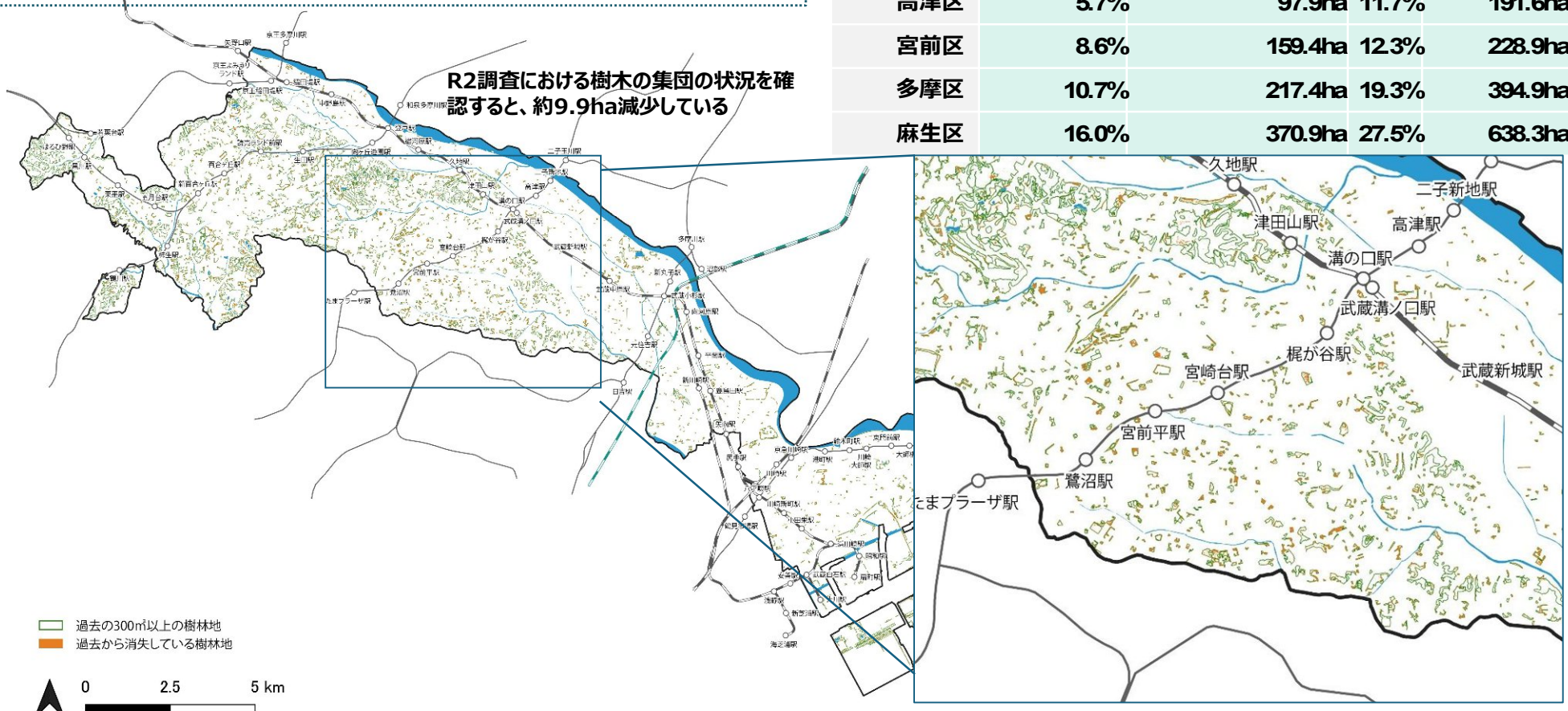
✓ R2年度における300㎡以上の樹木の集団との比較を試みたが、調査精度の違いから総量の比較ができないため、R2年度調査地点の変化のみに着目し、確認したところ、9.9ha減少していることは確認できたが、精緻化は困難。

※数値の違いに対する見解：

- ・R2調査における樹木の集団は航空写真を用いた目視により過年度からの増減を整理している一方で、今回の調査はNDVIの閾値設定による抽出であり手法が異なっている。
- ・目視による補正を掛けているため、誤判断に対する精度はR2調査の方が正確と想定されるものの、R2調査で用いられた航空写真の解像度が不明であり、また300㎡以上の樹木の集団の抽出方法が不明であり、抽出自体の精度は低い可能性がある。
- ・解像度の違いから、一帯のまとまりとして検出される樹木被覆地にも差異が出ている可能性がある。

⇒推移としてならべることは誤解が生じるため望ましくなく内部の参考資料程度の扱いが良いと考えます。

	樹木の集団(300㎡以上)		R7データに基づく300㎡以上の樹木被覆地(NDVI>0.6)	
川崎市	7.0%	1004.7ha	13.2%	1879.5ha
川崎区	2.5%	99.7ha	6.2%	244.8ha
幸区	2.5%	25.4ha	9.3%	93.1ha
中原区	2.3%	34.1ha	6.0%	87.9ha
高津区	5.7%	97.9ha	11.7%	191.6ha
宮前区	8.6%	159.4ha	12.3%	228.9ha
多摩区	10.7%	217.4ha	19.3%	394.9ha
麻生区	16.0%	370.9ha	27.5%	638.3ha



※四捨五入しているため合計値は一致しません

1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

ク 歩道上の樹冠被覆率の試算（精査中）

✓ 緑被率を算定した樹木被覆地のデータを使用し、樹冠被覆率の試算を次のとおり実施した。

1. データの収集

- ✓ 植生被覆地データ：Vantor社の衛星画像より作成したデータを活用
- ✓ 歩道ポリゴンデータ：国土地理院の国土基盤地図より歩道ポリゴンを作成

2. 樹幹被覆地データの作成

- ✓ 植生被覆地データのうち目視による確認を踏まえ、NDVI>0.4以上を市役所通りにおける樹冠被覆地として設定
 - ✓ 市役所通りの歩道ポリゴンと重なるデータを抽出するとともに、衛星画像データの目視による確認を通じて樹幹被覆地について補正
- ※国土基盤地図データとVantor社の衛星画像の水平精度の違いから街路樹の位置のズレが見られたため、ポリゴンでの抽出に加え目視による補正を実施

3. 市役所通りにおける樹冠被覆率の算定

- ✓ 上記で作成した歩道ポリゴンの面積に対する樹冠被覆地面積が占める割合から、樹冠被覆率を算定

歩道上の樹冠被覆率の調査試行結果

パターン1 算定結果

- ✓ 樹冠被覆率はハローブリッジまでで約37.3%、労働会館前交差点までで約34.6%（精査中）となっている。

	歩道面積	樹冠被覆地面積	樹冠被覆率
川崎駅よりハローブリッジまで	約7,500m ²	約2,800m ²	37.29%
川崎駅より労働会館前交差点まで	約18,200m ²	約6,300m ²	34.64%

1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

参考：歩道上の樹冠被覆率の調査試行結果

✓ 抽出した樹冠は以下の通り

※こちらの図は作業イメージを伝えるためのものであり、国土基盤地図データとVantor社の衛星画像の水平精度の違いを表現上整えて示しているものであり、実際の作業図面とは異なります。

川崎駅～ハローブリッジ



ハローブリッジ～労働会館前交差点

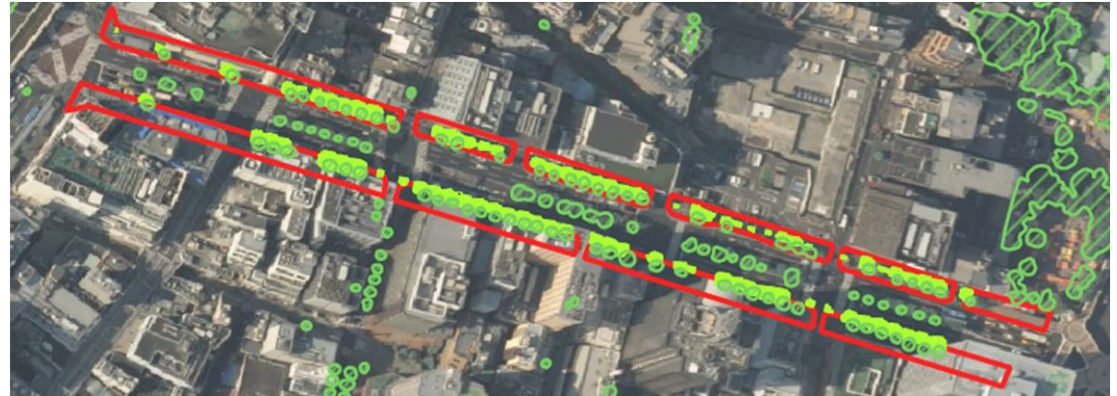


1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

参考：航空写真からの読み取り結果との比較

- ✓ 航空写真からの読み取り結果と比較すると、位置のズレは同様にみられるものの概ね同程度の樹冠を抽出できている。
- ✓ それぞれの手法により抽出できている部分、できていない部分が見られるが、航空写真からの読み取りでは、個別の樹木の樹冠として抽出されている傾向がある。

川崎駅～ハローブリッジ



ハローブリッジ～労働会館前交差点



1 (1) 緑の総量の反転に向けた目標設定について

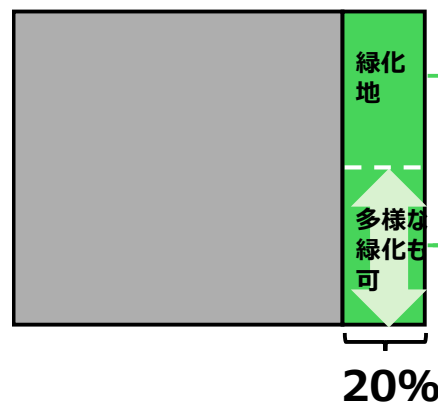
ケ 具体的な施策の検討状況（緑化指針の改正における緑化率の整理）

→緑の基本計画の目標とすり合わせしやすいベースの数値の定義を検討中

- 現状 建築敷地面積に対する緑化面積の割合を緑化率としているが、緑化面積には、緑の質を量に換算した仮想の量が含まれている。

$$\begin{aligned}\text{緑化率（％）} &= \text{緑化面積} / \text{建築敷地面積} = (\text{緑化地} + \text{多様な緑化手法}) \\ &= (\text{地盤面の量} + \text{多様な量} + \text{質を量に換算})\end{aligned}$$

建築敷地面積に対する緑化率のイメージ



地盤面の量

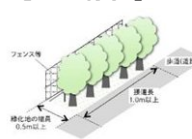
多様な量

質を量に換算

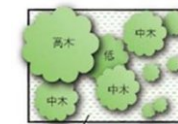
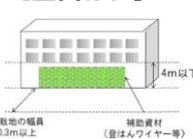
【緑化地】

樹木及び地被植物により覆われている土地

【生垣緑化】

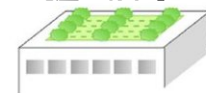


【壁面緑化】



【農地・花壇】

【屋上緑化】



【接道部緑化】

接道部分の緑化地面積を1.5倍に割増して計上

【大景木植栽】

H6m, W2.5m, C0.4以上の高木を新植した場合
高さを直径とした円の面積を計上



量

量に換算

- 川崎市公園緑地整備計画等推進委員会緑化指針検討部会における意見

(飯田委員・川崎市環境審議会自然共生部会部会長、立教大学環境学部准教授)

・目標値は、シンプルな計算方法がよい。ただし、その単位が「％」というのはそぐわない。

・ヨーロッパでよく使われる指標(UGF(Urban Greening Factor))のように単位の無い数値で示し、高いほど良く、場合によっては1を超えることもあるといったような表現方法のほうが適している。

(柳井部会長・千葉大学園芸学部教授)

みどりの基本計画側は「パーセント（％）」や「実質緑地面積〇㎡」といった数値がベースになるので、緑化指針側でも、協議の結果として被覆率として何％確保したのか、という数値を明確にしないと、基本計画の目標とすり合わせにくくなる。地表面の被覆として何％・何㎡というベースの数値があり、それに工夫を加えた分を別途ポイントとして評価する、例えば面積は半分でも質が2倍であれば同じポイントになる、といった形のように整理できると、単に緑化をしたら％が増える」という表現よりも直感的に理解しやすい。

- ✓ 創出系のみどりの施策である公園について次のとおり位置づけ、本市のみどりの拠点として整備します。

ア 公園種別ごとの特性・整備の考え方

- 公園種別（総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、特殊公園、都市緑地、緑道）ごとの目的及び整備の特性・考え方を整理します

イ 主な公園の整備方針

- 本市の公園の中でも代表的な公園については、現行計画策定時からの計画・事業進捗を反映し、整備方針を改定します。

ウ 身近な公園の整備方針

- 小学校区単位を基準に配置1小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるようにする考え方から、審議会における意見を踏まえ、諸外国の事例や利用実態等を調査し、新たな身近な公園の考え方を検討します。

エ 既存公園の再編・集約化の検討

- 小規模で画一的で利用者が少ない公園等を対象に再編・集約化等を検討します

オ 都市計画公園のあり方の検討（長期未整備公園・緑地の対応方針）

- 規模に応じた以下の考え方に基づき長期未整備の公園・緑地の対応を進めます。
 - 身近な公園：身近な公園の整備方針を踏まえ、未整備公園の代替性の有無を再検証し公園の機能の発現状況を踏まえ、変更等を検討します。
 - 大規模公園緑地：生田緑地など大規模公園緑地については整備の進捗にあわせて引き続き個別に検討します。

（検討中）地域特性・個性に応じた公園の整備推進

- 地域によって異なる特色を持つ川崎の自然環境を活かして、個性ある公園の整備を進めます。（仮）
- 天候に左右されない、全天候型の遊び場を各区に整備します（仮）

1 (2) 公園の整備方針

ア 公園種別ごとの特性・整備の考え方

- ✓ 公園の種別ごとに基本的な考え方を定め、各公園の目的に基づく整備を進めます。

公園種別		箇所数※	特性・整備の考え方
都市基幹公園	総合公園	4	市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園です。 本市を代表する総合公園については、公園を核としたまちづくりを進めるため、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。
	運動公園 (多摩川緑地)	2	市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園です。 多摩川のポテンシャルを最大限に引き出せるよう、流域自治体や市民、活動団体、企業、学校などの協働・連携を視野に入れ、利用環境の向上を図ります。
住区基幹公園	地区公園	6	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。
	近隣公園	34	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。
	街区公園	1,034	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園です。 身近な公園の考え方を見直し、市域に適切に配置されるよう整備を進めます。
特殊公園	風致公園、植物園、 広場公園、墓園	5	風致公園は、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園です。 動物公園、植物公園、その他特殊な利用を目的とする公園です。 墓園は、その面積の3分の2以上を静的な屋外レクリエーションの場として利用される園地等と墓地を含んだ公園です。
緑道		20	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区内または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。
都市林		70	主として動植物の生息地または生息地である樹林地等の保護を目的に、市街地及びその周辺部のまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全することを目的とする緑地です。
都市緑地		115	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする緑地です。

※箇所数は令和8年3月31日時点

1 (2) 公園の整備方針

イ 主な公園の整備方針

- ✓ 総合公園や地区公園等の市を代表する公園については、立地特性や自然環境など個々の公園の特性を活かしながら、個々の公園に必要な機能を強化するための整備を推進します。
- ✓ 個別の整備計画や事業が進行する公園・緑地に関しては、個別の整備方針に基づき事業を推進します。



1 (2) 公園の整備方針

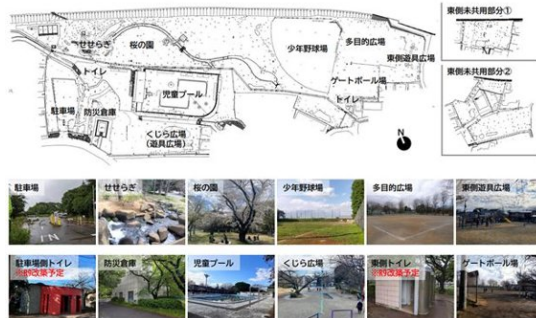
イ 主な公園の整備方針

- ✓ 総合公園や地区公園等の市を代表する公園については、立地特性や自然環境など個々の公園の特性を活かしながら、個々の公園に必要な機能を強化するための整備を推進します。
- ✓ 個別の整備計画や事業が進行する公園・緑地に関しては、個別の整備方針に基づき事業を推進します。

公園種別	公園名	都市計画決定面積等	整備方針
総合公園	富士見公園	17ha	 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園の実現に向けて、令和4年1月に策定した「富士見公園再編整備基本計画」に基づき、令和8年度までに一部エリアを除き公園全体の再編整備が完了しました。残りのエリアについても、引き続き整備を行うとともに、官民連携により、より効率的かつ効果的な公園全体の維持管理運営に取り組めます。
総合公園	等々力緑地	54.7ha	
			市民の利便性の向上や新たな魅力・価値の創出により、等々力緑地を日常的に賑わう「市民が誇りを持てる場所」とするため、令和4年2月に改定した「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、民間活力を導入した、より効率的かつ効果的な緑地全体の再編整備・運営等事業を推進します。
総合公園	生田緑地	約179.7ha	 令和6年5月に改定した「生田緑地ビジョン」に基づき、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき みどりがつなげる持続可能な生田緑地の実現」を目指した取組を進めています。 ビジョンでは、東地区を「花と緑の憩い・賑わい・交流ゾーン」と位置付けており、ばら苑の再整備や新たなミュージアム構想等との連携により、生田緑地全体の魅力向上を目指しています。生田緑地ばら苑については、「生田緑地ばら苑管理運営整備方針」に基づき、隣接する新たなミュージアムとの連携を視野に再整備を進めています。

1 (2) 公園の整備方針

公園種別	公園名	都市計画決定面積等	整備方針
地区公園	稲田公園	4.3ha	令和8年3月に策定した「稲田公園再整備の考え方」に基づき、令和9年度に「稲田公園再整備基本計画」を取りまとめ、公園が有する多様な機能を維持しつつ、既存施設の機能強化や見直し、利用者の利便性向上に資する施設更新を進めるとともに、民間活力を導入した施設整備・管理運営や公園の利活用によるさらなる魅力向上に向けた検討を進めます。
地区公園	夢見ヶ崎公園	9.6ha	「いのちを感じる」を再整備のコンセプトとして、老朽化した施設の更新とアニマルウェルフェア（動物福祉）に配慮した飼育環境の充実を進めます。 園内を「里山樹林エリア」「公園エリア」「動物園エリア」の3つのエリアとして位置づけ、自然・歴史・動物を一体的に活用しながら、環境教育や生物多様性の学習、地域交流の場としての機能を強化します。 また、五感で自然や生きものを体感できる“いのちを感じる”プログラムの充実を図るとともに、散策路や休憩施設、遊具、動物病院などの整備を進めます。整備は2028年度から2035年度頃まで段階的に実施し、再整備を通じて「都市が自然と共生する姿勢を示す場」としての役割を高め、市民、企業、学校、大学等多様な主体との連携による地域全体への波及効果の実現を目指します。



1 (2) 公園の整備方針

公園種別	公園名	都市計画決定面積等	整備方針
都市緑地	菅生緑地	17ha	尻手黒川線方面へのアクセス性の向上を図るとともに、未取得地の土地利用の現況や地域要望等を踏まえ、都市計画区域の変更を行います。
			
墓園	緑ヶ丘霊園	54.7ha	市民のニーズを踏まえ、小区画一般墓所の供給を進めます。 旧霊堂については、老朽化の進行等への対応が必要となっていることから、規模や機能、利用形態等を検討します。 また、緑ヶ丘霊園は貴重な自然環境を有する緑の拠点であり、市民の憩い・自然観察の場となっていることから、自然環境の保全を行うとともに、散策路整備や案内表示、水飲み場などの便益施設の充実に向けて検討を進めます。
			
墓園	早野聖地公園	約48.6ha	限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、次期整備区域においては、従来の墓所よりもさらに小区画な新形式墓所の整備、及び静寂な雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするため、公園エリアの整備を行います。 また、園内の7つのため池や自然豊かな樹林、埋蔵文化財の包蔵地等という、早野独自の環境資源を活かした周遊散策路や水辺環境の整備等について検討します。
			

1 (2) 公園の整備方針

公園種別	公園名	面積	整備方針
総合公園	王禅寺ふるさと公園	11.2ha	市制60周年記念公園として整備された北部の拠点となる公園ですが、樹林地内を散策できる木道、四阿、水と親しめる流れなどの施設の老朽化が課題になっていることから、 自然環境を活かした総合公園として計画的に施設更新を進めてまいります。
運動公園	多摩川緑地	518.3ha	
地区公園	大師公園	8.8ha	多摩川は、市域最大の水とみどりの空間であり、本市の生物多様性を支える重要なみどりの基盤です。また、多摩川においては、自然環境の保全、防災、利活用、市民活動など多様な取組が行われています。 この多摩川の価値を将来に向けて高めていくため、河川管理者である国等と連携し、「多摩川プラン」(現在改定中)に基づき多様な取組を総合的に推進してまいります。
地区公園	中原平和公園	4.1ha	
特殊公園	緑化センター	1.3ha	大師公園については、野球場やプール、テニスコートなどの運動施設に加え、中国瀋陽市から姉妹都市提携5周年を記念して贈られた中国庭園「瀋秀園」、流れなどの施設を有しています。 施設の老朽化が課題になっていることから、利用ニーズの変化等を踏まえるとともに機能の維持・向上等に向けて、計画的に施設更新を進めてまいります。
			中原平和公園については、野外音楽堂や気軽に水遊びができるはだしの広場など市街地の中の憩いの場として利用されています。 施設の老朽化が課題になっていることから、利用ニーズの変化等を踏まえるとともに機能の維持・向上等に向けて、計画的に施設更新を進めてまいります。
			緑化センターについては、市内唯一の都市緑化植物園として、緑化植物見本園や緑の相談所機能を有しており、都市緑化の推進に貢献しています。 施設の老朽化が課題になっていることから、利用ニーズの変化等を踏まえるとともに機能の維持・向上等に向けて、計画的に施設更新を進めてまいります。

1 (2) 公園の整備方針

ウ 身近な公園の整備方針

- ✓ 小学校区単位を基準に配置1小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるようにする考え方から、審議会における意見を踏まえ、諸外国の事例や利用実態等を調査し、新たな身近な公園の考え方を検討します。

現在の整備方針

- ・ 子どもからお年寄りまで誰もが歩いて行ける身近な公園（街区公園）を、小学校区単位を基準に小学校区を構成する町丁目のうち、3分の2以上の町丁目に公園が配置されるよう整備しています。

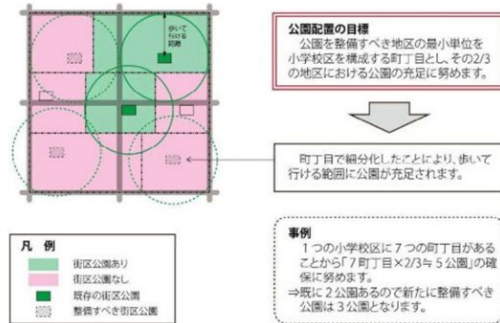
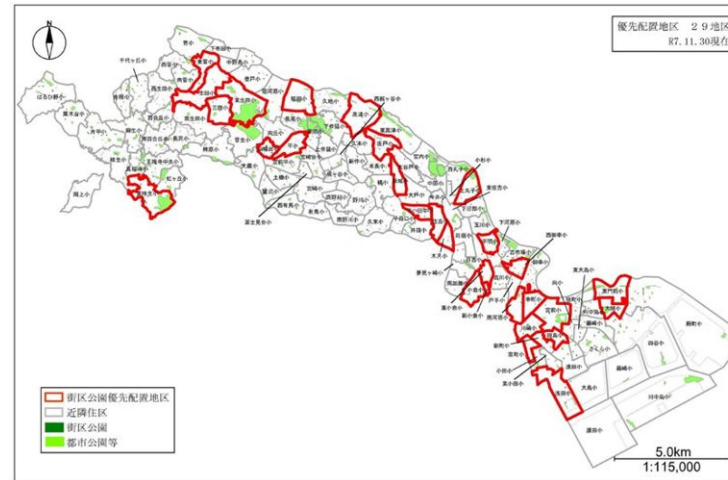


図 3-31 街区公園の配置計画の考え方（事例図）



・過去10年間の身近な公園の整備状況（H26年～R6末）

行政による新規整備公園4箇所（寄附、水道用地管理替、未整備）、提供公園48箇所⇒**計52箇所**
なお、提供公園の代替として**20件が適用除外**を選択（緑化基金へ協力金**12億円**）

現状・課題

- ・ 10年間で52公園増加しましたが、29校区で公園が不足しています。一方で、身近な公園については以下の課題もあります。
- ✓ 面積が小さい小規模な提供公園が増えて、維持管理の負担が増加
- ✓ 同じ誘致圏に複数の公園が重複して配置
- ✓ 配置基準が市民のニーズと合致していない
- ✓ 面積の小さな公園が利用者のニーズを満たしていない（調査中）
- ✓ 地域の高齢化などに伴い利用が少ないと思われる公園もあり（調査中）

検討の方向性

- ・ 利用者がどれくらい離れた場所から公園に来ているか調査を行い、誘致距離の設定を検討
- ・ 公園の充足状況の分析評価
- ・ 身近な公園に必要な機能から公園面積の基準を検討

身近な公園の整備方針の見直しと提供公園の考え方の整理

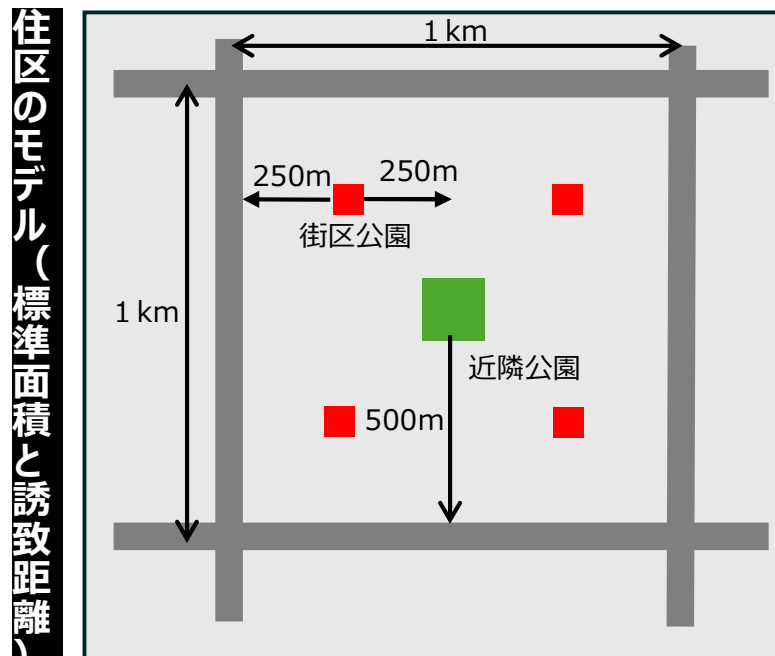
- ① 整備すべき公園の面積と誘致距離の再定義を検討
⇒公園優先配置地区の抽出
⇒身近な公園に必要な機能と面積の検討
⇒整備手法の検討（土地の取得含む）
⇒民間活力の導入検討
⇒公開空地・社寺林などオープンスペースの活用も検討
- ② 既存公園の統廃合・機能分散の考え方
- ③ 提供公園の考え方
⇒開発規模の要件、優先配置地区との連携

1 (2) 公園の整備方針

ウ 身近な公園の整備方針 規模・誘致距離に関する制度上の位置付け・諸外国の事例

- ✓ 街区公園の規模の基準⇒2,500m²を標準とする（都市公園法施行令 第2条）
- ✓ 街区公園の誘致距離⇒250m（都市公園法運用指針に参考表記）
- ✓ これからは、Well-beingや公園の質の視点から、市民緑地やTSUNAG認定の要件、諸外国の事例も踏まえ、身近な公園として必要な規模とその誘致距離を見直しを検討。

これまで

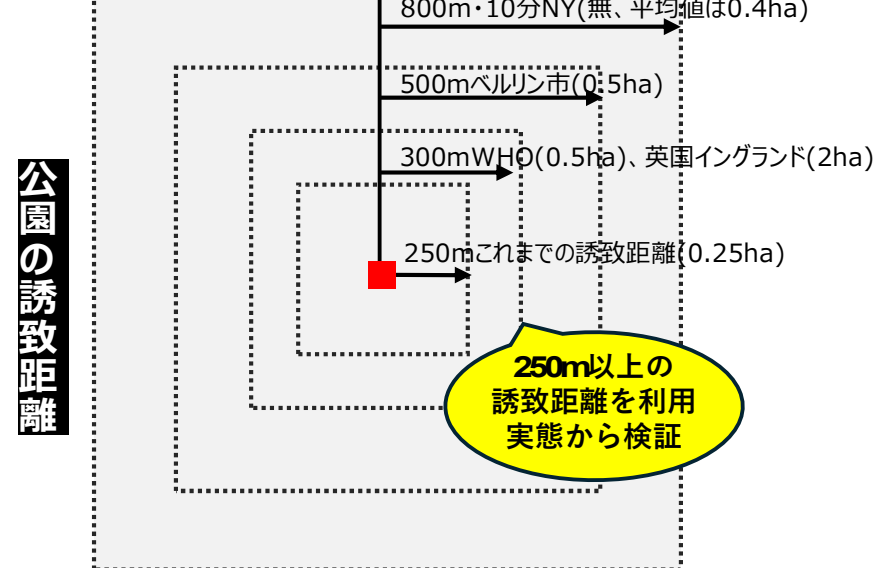


住区のモデル 1 km × 1 km

■ 街区公園2,500m²を標準
誘致距離250m

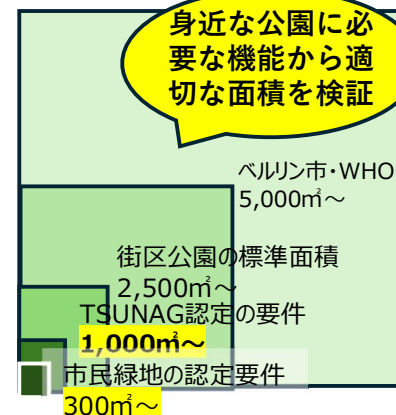
■ 近隣公園20,000m²を標準
誘致距離250m

これから



引用：公園・緑地へのアクセシビリティの基準(飯田晶子委員調べ)

公園の面積



【本市の実態】

市の街区公園の面積

・最小 20m²

・平均 (中原区) 全市 (川崎区)
913m²～1,187m²～1,980m²

・最大 9,372m²

1 (2) 公園の整備方針

3 身近な公園の整備方針 利用実態調査（速報値）

- ✓ 身近な公園としての誘致距離の実態を把握するために利用者アンケート調査を実施。平日・休日 1 日ずつ調査を実施し、誘致距離をアンケートにより確認。（調査時間：8：00～18：00）
- ✓ **未就学児や高齢者などの利用状況を踏まえると、250mの誘致距離が望ましいと考えられる。**
- ✓ 一方で、50m長い300m以内とすることで、多くの世代で50%以上の利用者をカバーすることにもなり、**市民にとって身近な公園の配置については、世代によって異なることが確認された。**
- ✓ 小学生～大人については誘致距離を250m以上として検討することも考えられる。

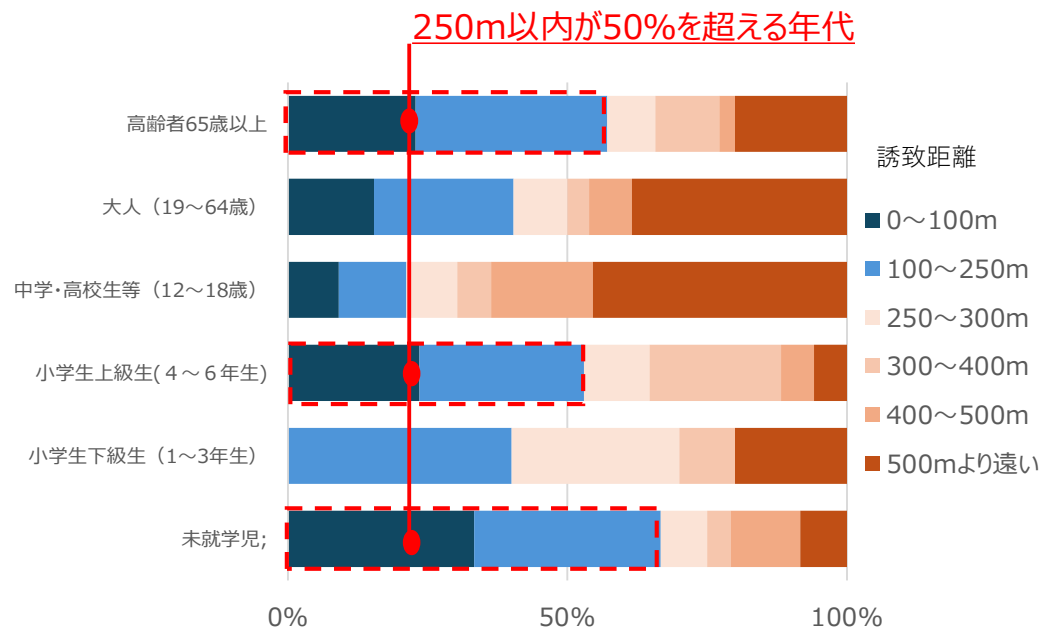
調査対象公園

対象公園	住所	面積 (m2)	アンケート 回収数
大島第1公園	川崎区大島5丁目9-6	2,570	67
下小田中公園	中原区下小田中2丁目9-4	1,208	59
丸山こもれび公園	麻生区はるひ野4丁目14-1	2,500	45
			171

調査結果概要（速報）

- ✓ **未就学児や小学生上級生、高齢者の誘致距離は0～250mの割合が半数以上を占めていた。**
- ✓ 小学生～大人の誘致距離は250mよりも広く広がっている。（自転車などによる移動含む）

調査対象公園位置図



1 (2) 公園の整備方針

身近な公園の整備方針 優先配置地区の検討フロー図

- ✓ 新たな公園優先配置地区の設定に向けて、身近な公園を整備すべき区域を設定したうえで、公園の誘致圏(250m)に含まれないエリアを抽出した中から、優先度の高いエリアを抽出する。

居住促進区域（立地適正化計画）



誘致距離250mの充足状況



「公園未充足地区」



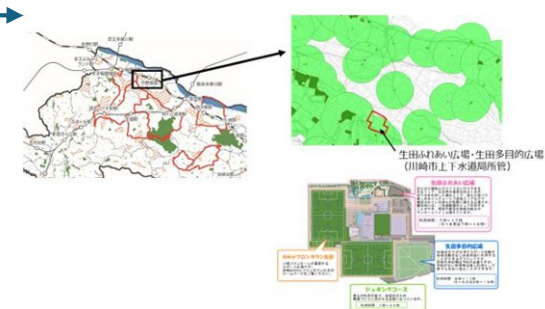
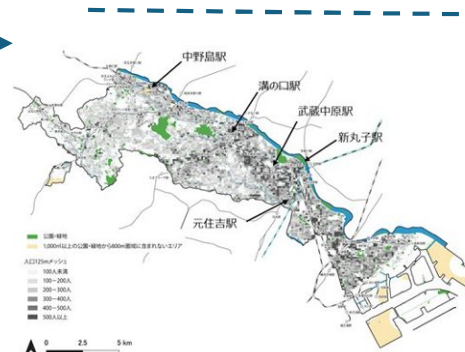
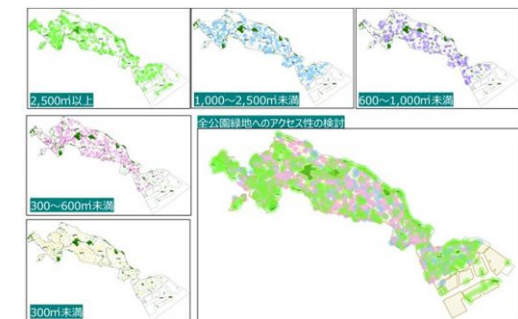
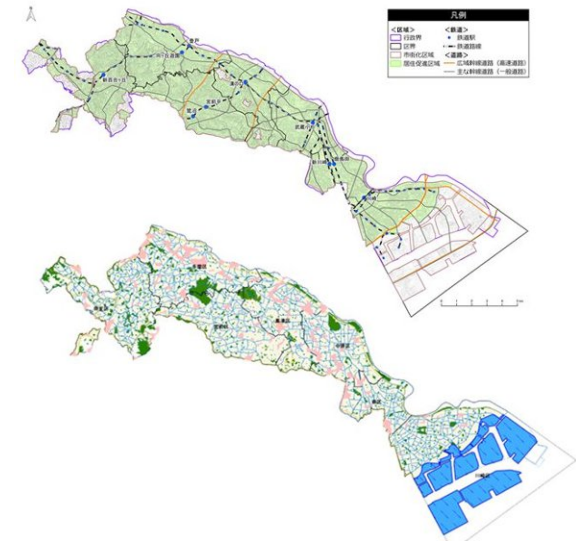
公園規模を考慮した配置等を踏まえた分析



公園以外のオープンスペースの有無
人口密度や増加率



「公園優先配置地区」

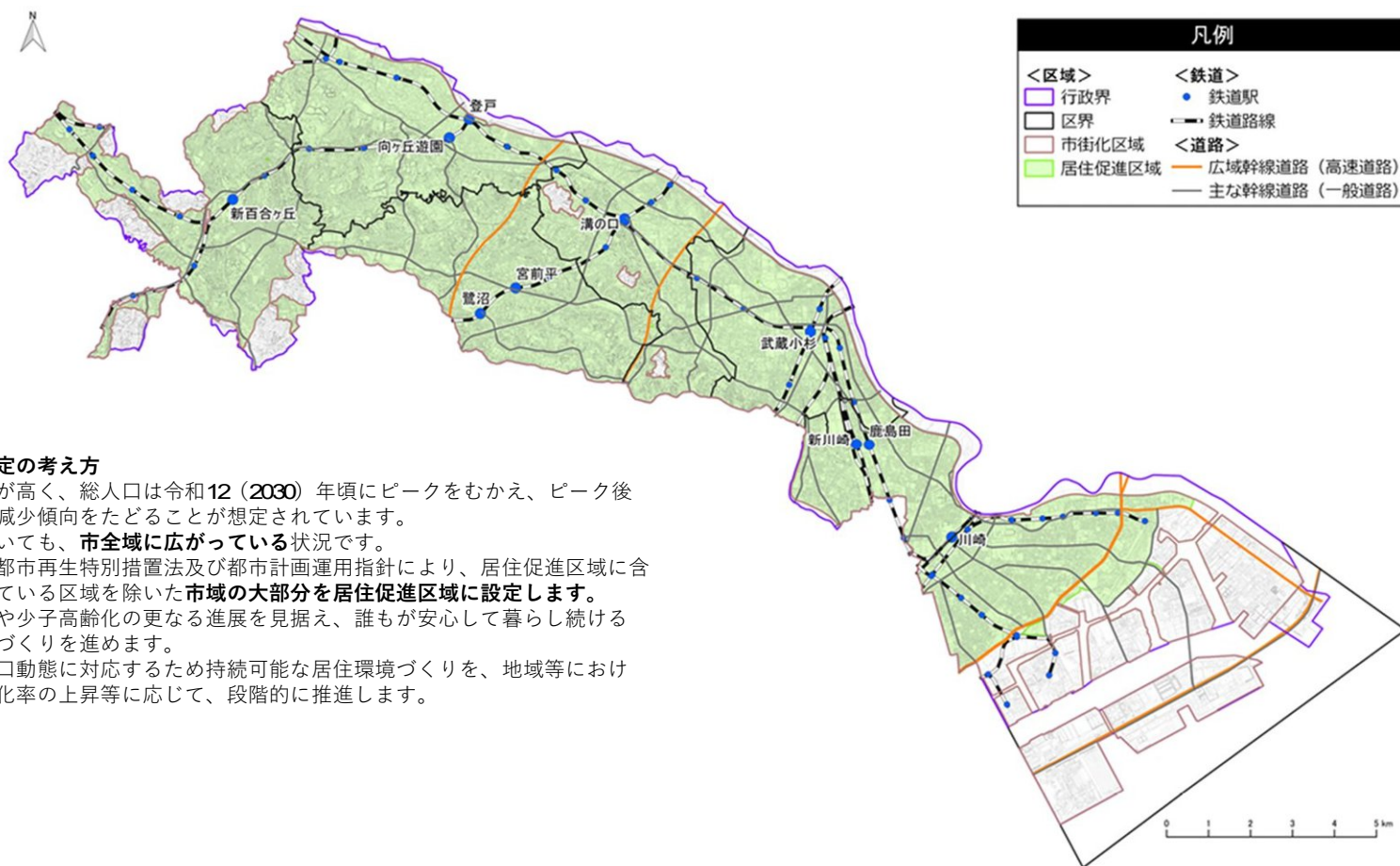


1 (2) 公園の整備方針

身近な公園の整備方針 未充足地区の検討

- ✓ 本市では将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方に基づき、**居住や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を「立地適正化計画」として位置付けている。同計画における「居住促進地区」内を公園の未充足地区を検討する上での対象範囲とする。**
- ✓ ※「居住促進地区」に含まれない場所は「市街化調整区域」や臨海部の「工業地域」などである。

立地適正化計画（居住促進区域）



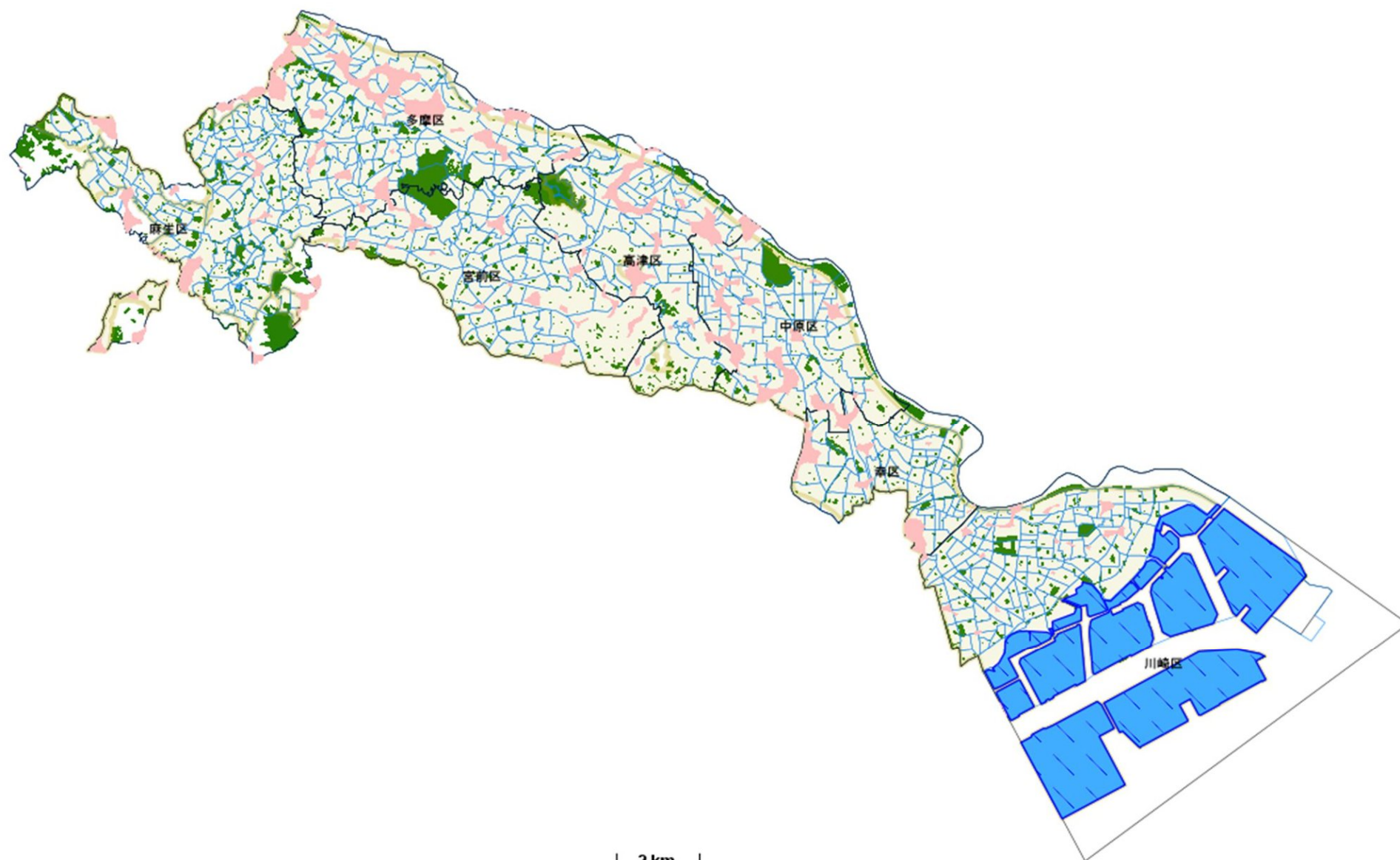
○居住促進区域の設定の考え方

- ・市全域で人口密度が高く、総人口は令和12(2030)年頃にピークをむかえ、ピーク後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。
- ・また、居住地についても、**市全域に広がっている**状況です。
- ・これらを踏まえ、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針により、居住促進区域に含まないこととされている区域を除いた**市域の大部分を居住促進区域に設定します。**
- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展を見据え、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。
- ・また、将来的な人口動態に対応するため持続可能な居住環境づくりを、地域等における人口減少や高齢化率の上昇等に応じて、段階的に推進します。

1 (2) 公園の整備方針

公園配置の現状

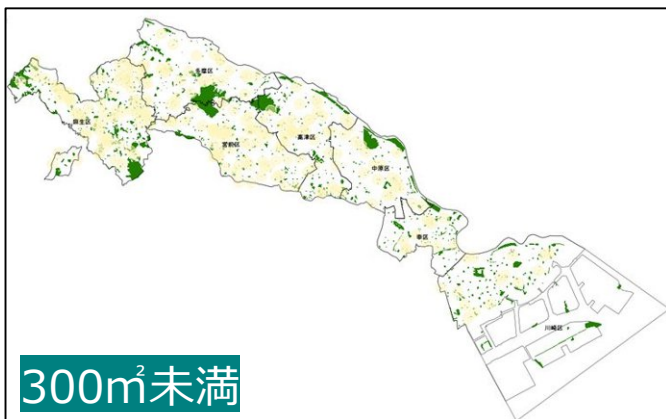
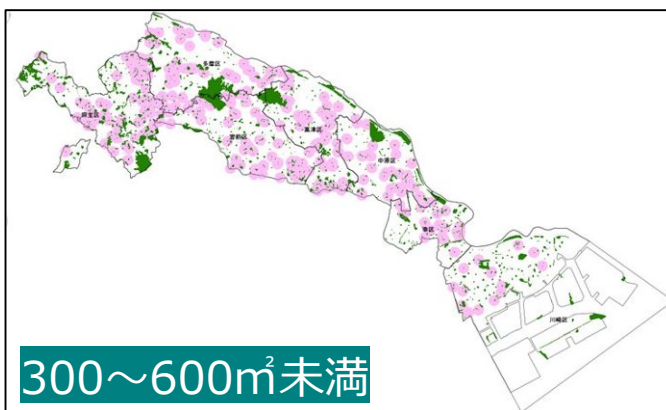
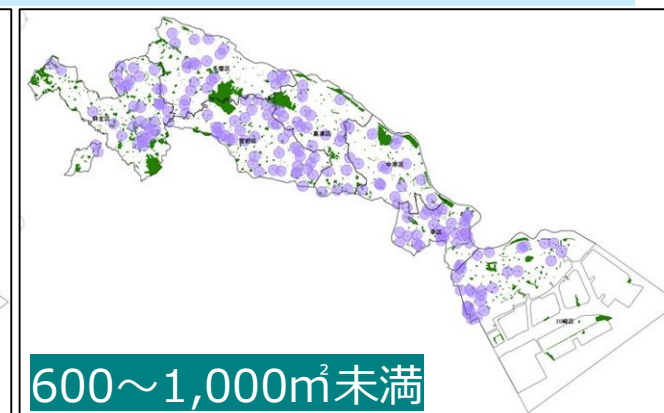
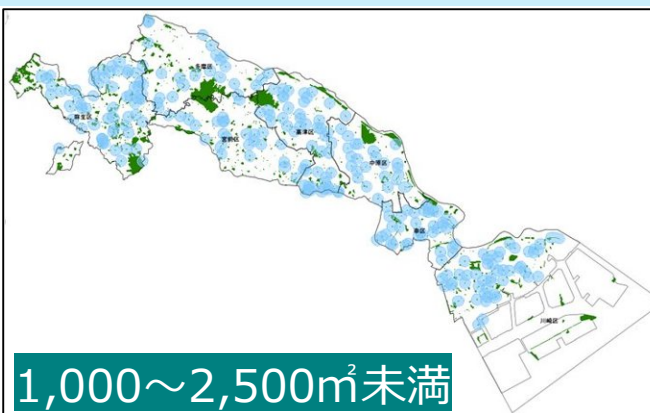
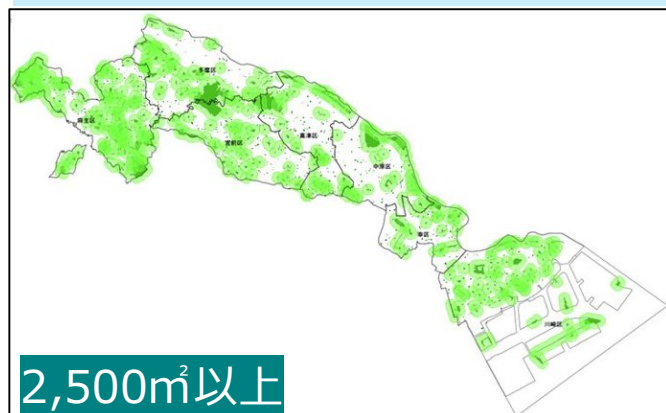
✓ 全公園緑地に250m以内にアクセスできない地域は、図ピンク色の箇所(6.5%)となっています。



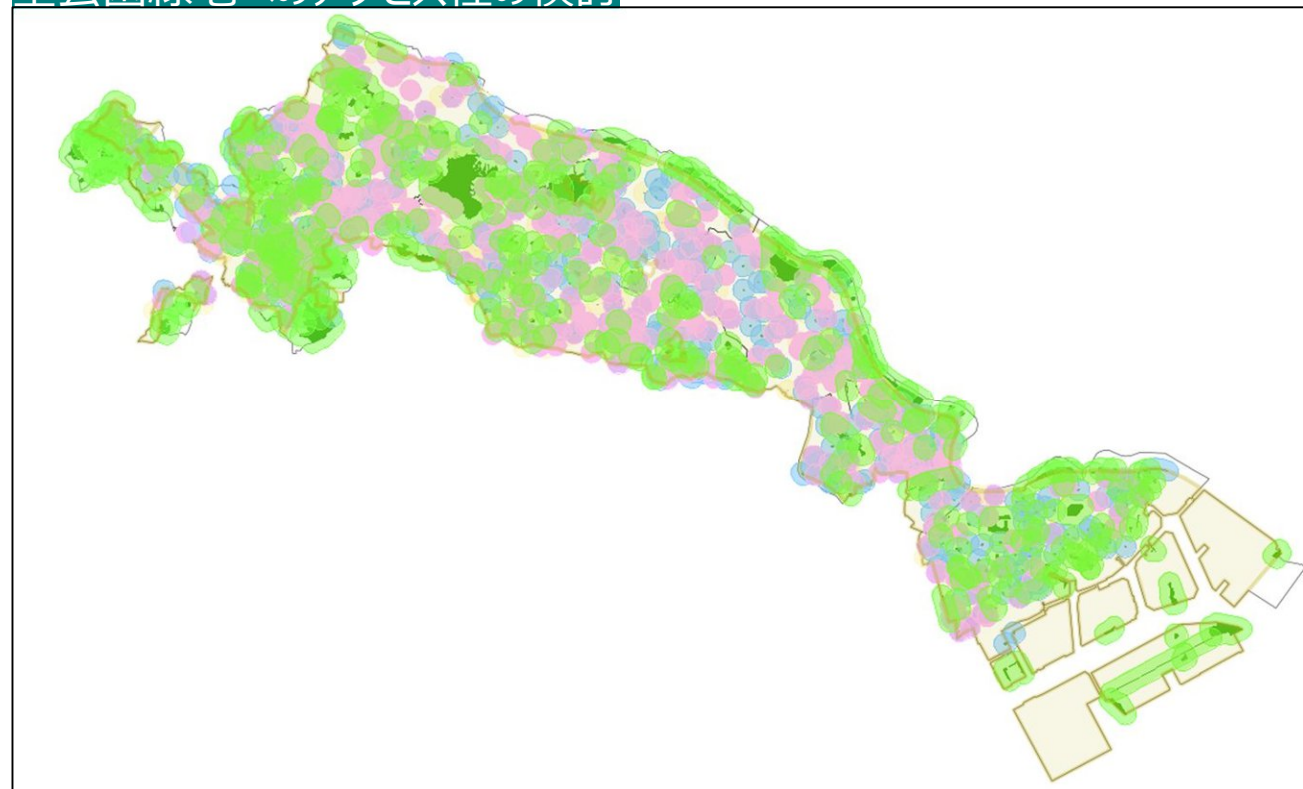
1 (2) 公園の整備方針

公園配置の現状

✓ 本市の街区公園の平均面積は1,000㎡であり、規模別に配置状況を分析すると次のとおりです。



全公園緑地へのアクセス性の検討



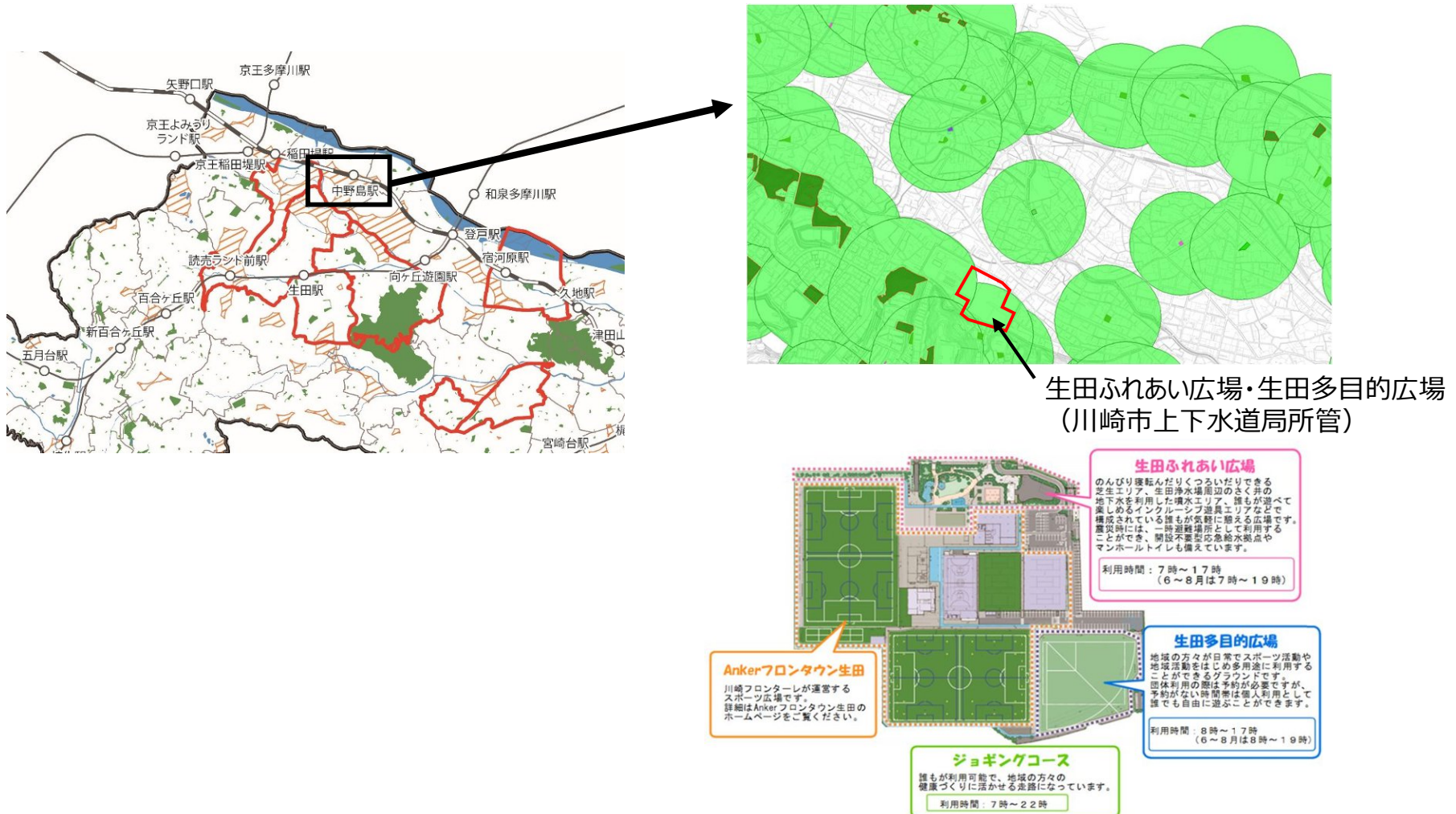
1 (2) 公園の整備方針

身近な公園の整備方針 優先配置地区の検討

- ✓ 公園の未充足地区は、市域に広く未充足地区が点在していることから、効果的・効率的に整備を進めていくために、整備の優先順位を検討する必要がある。

都市公園以外のオープンスペースによる代替

民間の公開空地や公園以外の公共空間などは、公園に類似した機能を有するため、身近な公園の機能を代替することが考えられる。
そのため、こうした施設が存在しない地区については、公園を優先的に整備する必要性が高いと考えられる。

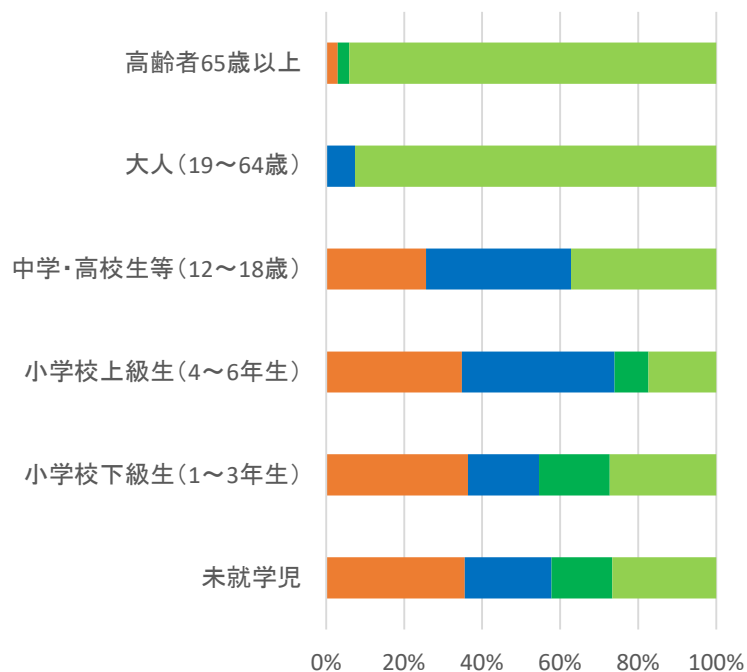


1 (2) 公園の整備方針

3 身近な公園の整備方針 利用実態調査（速報値）

- ✓ 誘致距離のアンケートと同時に、公園の使われ方を把握するため、公園に来た目的についてアンケートを実施した。
（場所・日時は誘致距離のアンケートと同じ）

調査結果概要（速報）



調査対象公園

対象公園	住所	面積(m2)
大島第1公園	川崎区大島5丁目9-6	2,570
下小田中公園	中原区下小田中2丁目9-4	1,208
丸山こもれび公園	麻生区はるひ野4丁目14-1	2,500



大島第1公園



下小田中公園



丸山こもれび公園

- ✓ 未就学児～中学・高校生においては、**「遊具」や「広場利用」**の目的が半数以上を占めており、**一定程度の広さのオープンスペース**の必要性が認められた。
- ✓ 大人～高齢者の目的の大半は**「休憩・交流・散歩」**であった。また、他の世代においても同様の目的で利用があり、**憩いの場**として必要性が認められた。
- ✓ 未就学児～小学校上級生において**「虫取り・自然観察」**を目的とした利用があり、都市の中においても子どもたちが**自然と触れ合える**貴重な場所となっていることがわかった。

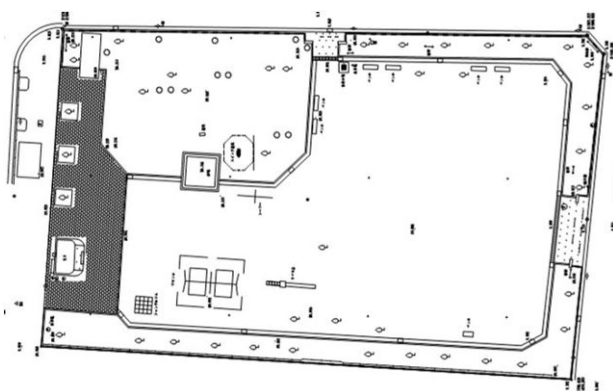
1 (2) 公園の整備方針

3 身近な公園の整備方針 利用実態調査 (速報値)

- ✓ 公園の利用目的について調査を行った3公園のアンケート結果を比較した。
- ✓ 丸山こもれび公園は広場利用の割合が高い結果となったが、1,208m²の下小田中公園と2500m²以上のその他2公園の利用目的に対して利用目的の差異は小さかった。

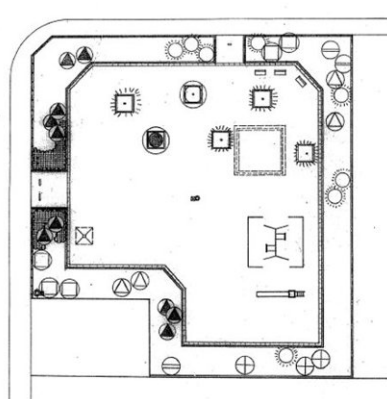
大島第1公園 (2,570m²)

住所：川崎区大島5丁目9-6



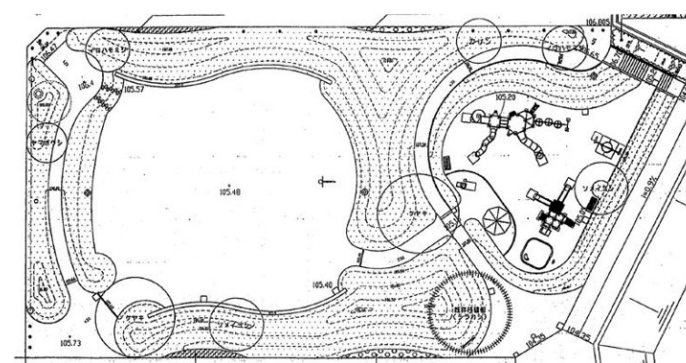
下小田中公園 (1,208m²)

住所：中原区下小田中2丁目9-4



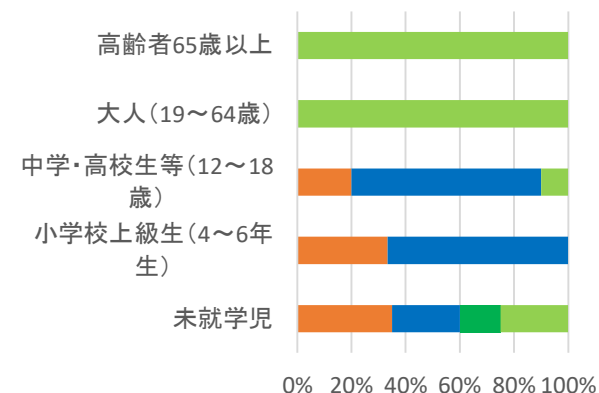
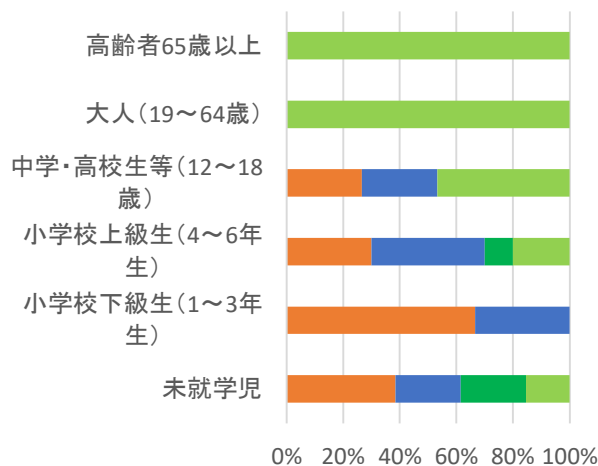
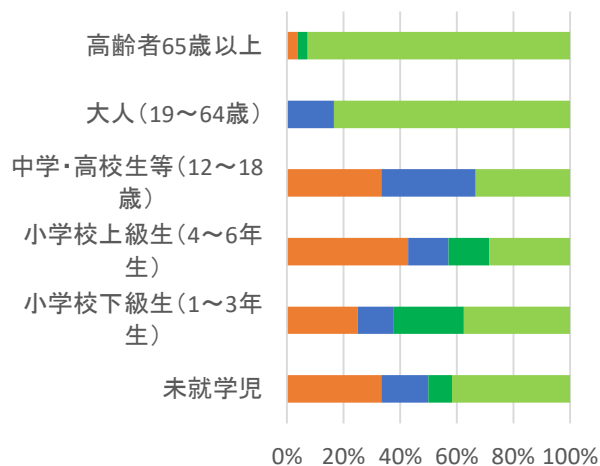
丸山こもれび公園 (2,500m²)

住所：麻生区はるひ野4丁目14-1



凡例：■ 遊具 ■ 広場利用 (ボール遊び、鬼ごっこなど)

■ 虫取り・自然観察 ■ 休憩・交流・散歩



1 (2) 公園の整備方針

ウ 身近な公園の整備方針 未整備箇所における身近な公園・公園的な空間整備の手法

- ✓ 行政負担を抑えながら時代によるニーズの変化に対応した空間整備を図るために、従来の公園整備手法に限定せず、戦略的に整備手法を選択していくとともに、柔軟な対応を図るために制度の拡充等も検討します。

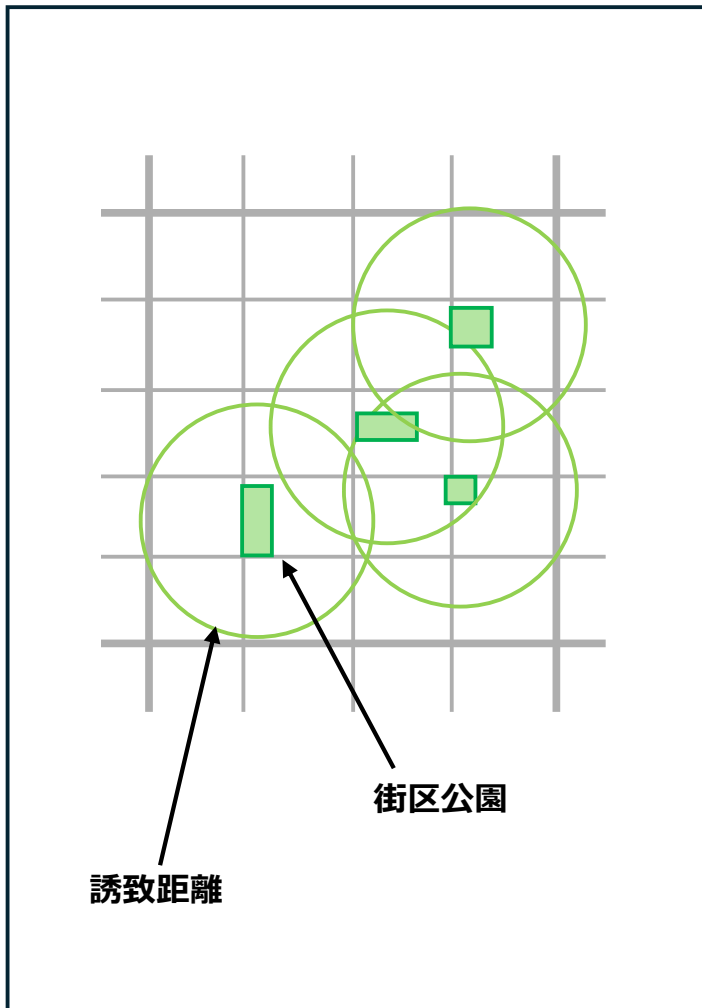


1 (2) 公園の整備方針

Ⅰ 既存公園の再編・集約化の検討

- ✓ 身近な公園の整備を適切に配置する必要性がある一方で、本市も少子化・高齢化に伴う人口減少が見込まれており、公園の使い方や使用頻度について変化が見込まれることから、都市における公園が担う多様な機能や役割を念頭に置きつつ、既存の公園のあり方について配置の再編や機能の再編も視野に入れた検討をする必要があります。

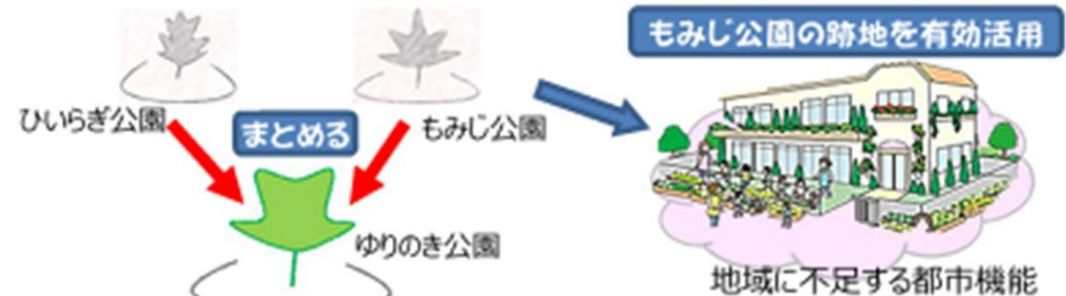
複数の公園が重複して配置された状況（イメージ）



都市公園ストック再編のイメージ

【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



1 (2) 公園の整備方針

Ⅰ 身近な公園の整備方針 スtock再編のイメージ

- ✓ 身近な公園に求められる基本機能を過不足なく備えるために必要な規模を検証するため、想定される利用者層が必要とする公園機能からモデル図を作成した。

多様な世代の利用の利用も想定した規模のイメージ

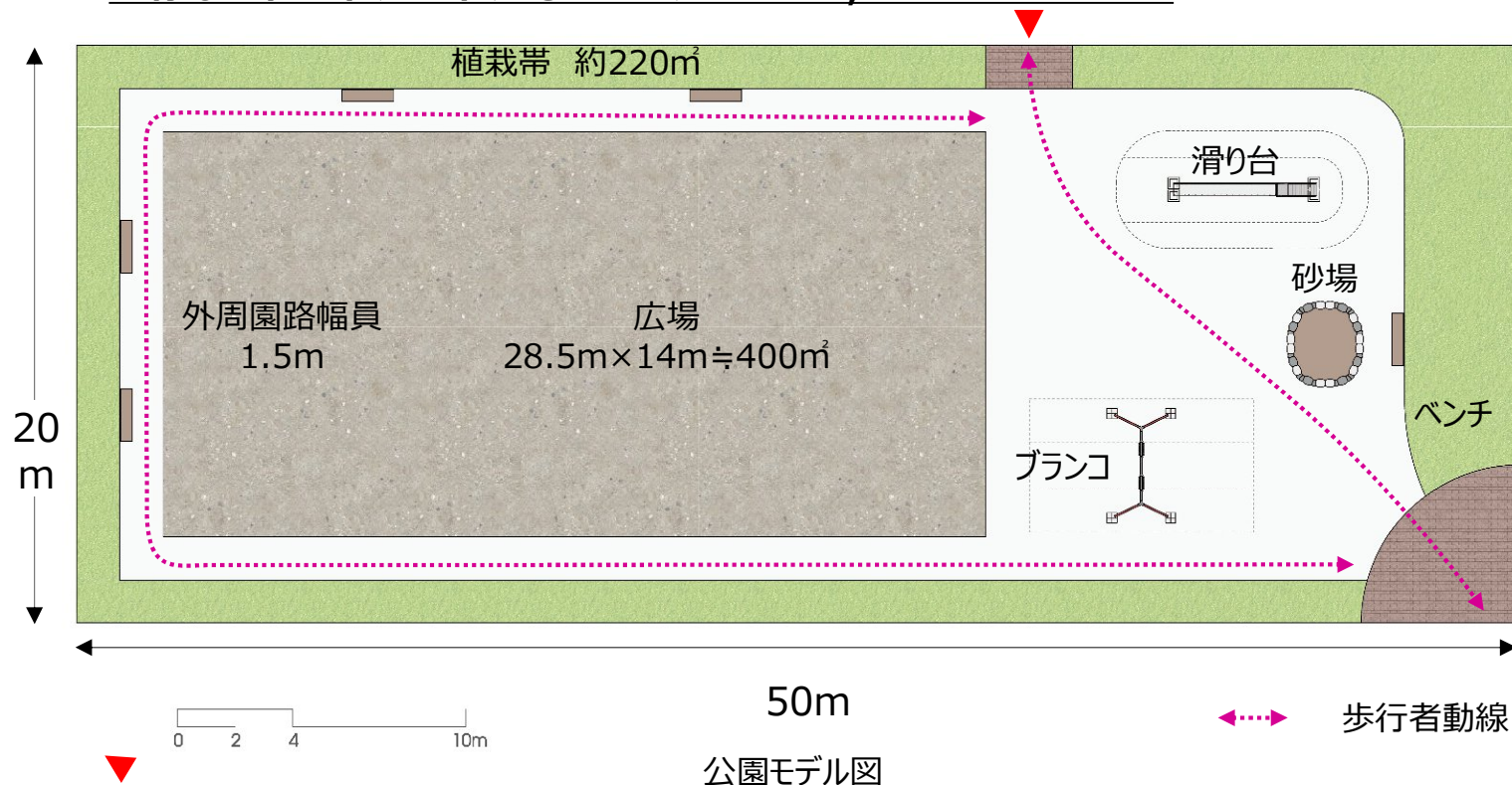
身近な公園の基本要件（イメージ）

- ✓ 基本機能：遊具、ベンチ、水飲み、広場＋園路（バリフリ幅1.2m）
※フットサル（ $25 \times 16 = 400\text{m}^2$ ）、ドッジボール（ $26 \times 16 = 416\text{m}^2$ ）
キャッチボール（10～20m）、ゲートボールなどの利用を想定
- ✓ パーゴラ（日よけ）
- ✓ 緑被率30%

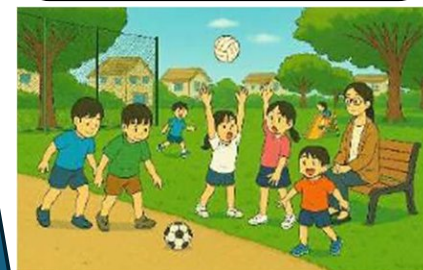
【配置設定】

- ・ 周辺にバッファーとして植栽帯を確保
- ・ 広場空間と遊具のある空間を分離
- ・ 遊具の安全領域確保
- ・ エントランス空間の確保
- ・ エントランスを結ぶ歩行者動線
- ・ 広場や遊具の近くの緑陰にベンチを配置

■ 多様な世代の利用の利用も想定した規模⇒1,000m²として設定



多様なニーズを踏まえた 利用イメージ



ボール遊びをする子どもたち
イラストはAIが作成したイメージです



市民が草花を持ち寄った花壇
イラストはAIが作成したイメージです

1 (2) 公園の整備方針

ウ 身近な公園の整備方針 スtock再編のイメージ

未就学児や高齢者などの利用を想定した規模のイメージ

身近な公園の基本要件（イメージ）

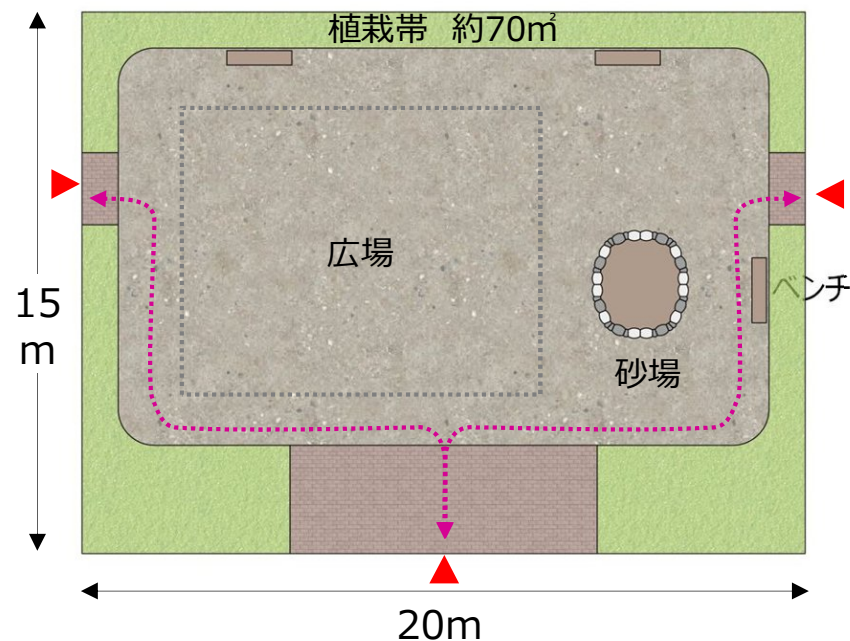
- ✓ 基本機能：遊具、ベンチ、水飲み、広場＋園路（バリフリ幅1.2m）
※広場は、キャッチボールなどの利用を想定
- ✓ 緑被率30%

【配置設定】

- ・ 周辺にバッファーとして植栽帯を確保
- ・ 遊具は端に寄せ、広場空間と分離
- ・ エントランス空間の確保
- ・ エントランスを結ぶ歩行者動線
- ・ 広場や遊具の近くの緑陰にベンチを配置

■ 未就学児や高齢者などの利用を想定した規模⇒300m²として設定

現状



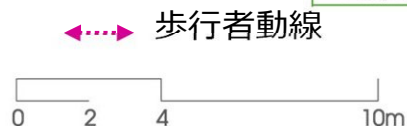
公園モデル図

遊び以外の機能に特化した公園の整備イメージ

■ 面積が小さい公園は全ての公園機能を満たすことは難しいですが、周辺の公園と機能を分担することで、市民ニーズを捉えた公園の整備を進めていくことが考えられます。



参考) 公園等に求められる機能とその効果
(出典：東大和市公園等再整備・管理運営方針)



1 (2) 公園の整備方針

オ 都市計画公園のあり方の検討（長期未整備公園・緑地の対応方針）

●川崎市の公園・緑地の主な都市計画の経緯

公園緑地は、緑の拠点として市民のニーズに応えるとともに、災害発生時の活用も想定され、質的な充実と整備の推進が必要であるため、都市計画法に基づく事業を昭和20年以前から取り組んできました。しかしながら、戦争による事業の中断や戦後の農地としての解放、その後の市街地化の進行により、**用地取得が必要な民有地が残った公園緑地である「長期未整備公園緑地」が存在しています。**

本取組の推進に向けた方向性については、公園を取り巻く環境や社会経済情勢の変化といった課題を踏まえ、2011(平成23)年1月に「**長期未整備対応方針**」を策定し、解決に向けた取り組みを進めてきましたが、**対象とした14か所のうち2か所の解消に留まっています。**

●川崎市の公園・緑地の主な都市計画の歴史



1 (2) 公園の整備方針

オ 都市計画公園のあり方の検討（長期未整備公園・緑地の対応方針）

● 長期未整備公園緑地の対応方針（現指針に一部加筆）

【基本的視点】

「緑の基本計画」では、公園緑地整備の方向性を明らかにすることが示されました。この取組に当たっては、長期未整備公園緑地の課題を解決するために、次の視点を基本として対応を進めます。

【Ⅰ. 区域の見直しに取り組む】

緑の基本計画の考え方に沿い、機能と配置、緑のネットワークを前提とした現区域内外の充実や合理的理由による区域整序を検討します。

【Ⅱ. 財源の確保に取り組む】

国の交付金の確保のほか、公園緑地事業全般に必要な財源について、基金や寄付金等による多様な資金調達方法を検討します。

【Ⅲ. 事業地の選択と事業の重点化に取り組む】

事業実施にあたっては、短期的及び長期的観点からの事業地の選択と重点化を行います。特に事業中の公園緑地では、完成途上での部分供用を目指します。

【Ⅳ. 事業についての説明責任を果たす】

関係権利者等に、私権制限や事業化についてあらためて説明を行い、周知・普及を進め、事業への理解と協力をはぐむ土壌づくりを進めます

【見直しの基本的な考え方】

基本的視点に基づき、公園緑地の機能と配置、緑のネットワークを総合的に考慮した上で、事業中・事業休止中・未着手のケースに大別した区域見直しの考え方を、以下のとおり整理しました。

● 事業中・事業休止中

観点 大規模公園緑地機能強化の観点

基準① 大規模公園緑地機能の強化

観点 公園緑地機能の確保・増進の観点

基準② 緑地保全制度の活用
基準③ 緑地の接続地区の尊重
基準④ 一体利用により機能が向上する空地の編入
基準⑤ 既存取得用地の活用

観点 公園緑地区域整序の観点

基準⑥ 市街地化進行・定着区域の修正
基準⑦ 区域の整正

● 未着手

観点 公園配置整序の観点

基準⑧ 街区公園配置による代替措置

【個別公園緑地の対応方針】

対象公園緑地への具体的な対応として、これまでの経緯や現況を考慮した上で、見直しの基本的な考え方のうち、今後適用がふさわしい基準を選択し、個別公園緑地の対応方針として設定しました。

状況	種別	公園・緑地 名称	区域見直しの適用基準							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
未着手	街区公園	昭和町公園								○
		古川公園	廃止							
		久地公園								○
休止中		蔵敷第3公園								○
	近隣公園	小田公園						○		
		橘公園					解消	○		
	地区公園	桜川公園						○	○	○
		夢見ヶ崎公園							○	○
		稲田公園			○			○	○	
	総合公園	王禅寺ふるさと公園	○					○		
	事業中	緑地	菅生緑地	○		○			○	○
墓園		緑ヶ丘霊園	休止中							
		早野聖地公園							○	
合計										

※等々力緑地、生田緑地については、個別対応方針の基準適用の特例として整理

1 (2) 公園の整備方針

才 都市計画公園のあり方の検討（長期未整備公園・緑地の対応方針）

● 都市計画制度の活用から100年を迎えるにあたっての新たな方針

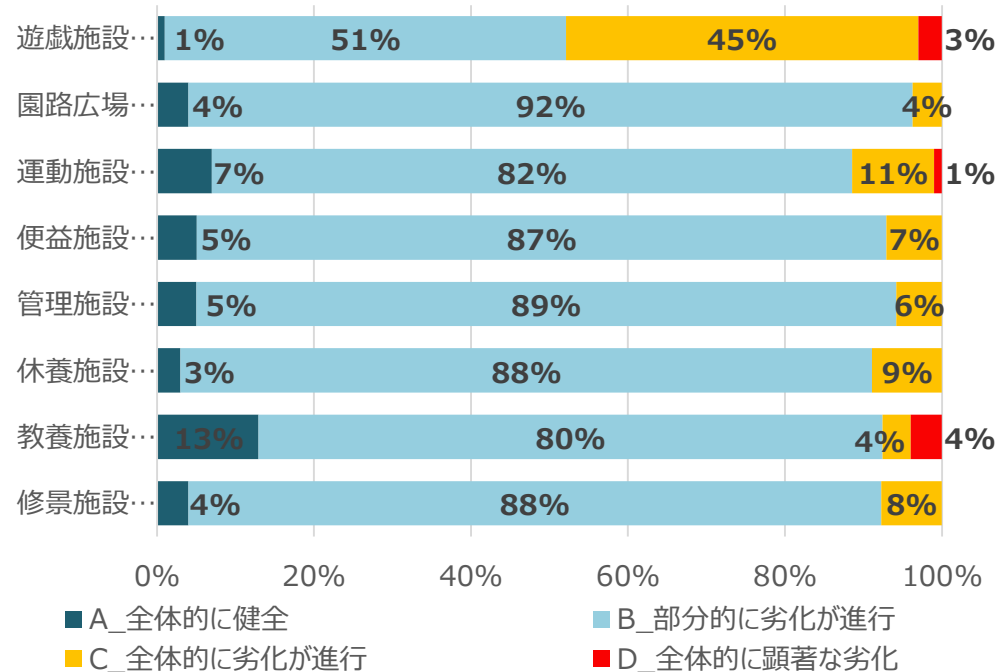
市域における自然的環境をグリーンインフラとして適切に整備・保全する必要性の高まりも踏まえ、都市計画公園等の進捗状況や未整備地区における建築計画の動向等を踏まえ、公園種別ごとに①区域の変更②整備完了③整備推進に向けた検討を進め、長期未整備公園の解消に向けた取り組みを推進します。

観点 公園配置整序の観点	公園ごとの方向性	具体的な対応案
基準⑧ 街区公園配置による代替措置	街区公園 3公園 ・新たなみどりの基本計画で整理する配置の考え方を踏まえた対応を検討。 ・事業が完了している公園は、既存区域において公園機能が確保されていることから、完了する。	
観点 公園緑地機能の確保・増進の観点 基準② 緑地保全制度の活用 基準③ 緑地の接続地区の尊重 基準④ 一体利用により機能が向上する空地の編入 基準⑤ 既存取得用地の活用	地区・近隣公園 5公園 ・近隣公園・地区公園については、既存区域において公園機能が確保されていることから、完了する。	
観点 公園緑地区域整序の観点 基準⑥ 市街地化進行・定着区域の修正 基準⑦ 区域の整正	総合公園・都市緑地 5公園緑地 ・事業中の公園については、事業認可区域内の完成を目指すとともに、事業延伸の際には、多様なみどりの機能の強化、区域整序の観点から区域の見直しを検討する。 ・事業が完了している公園は、既存区域において公園機能が確保されていることから、完了する。	
観点 大規模公園緑地機能強化の観点 基準① 大規模公園緑地機能の強化	墓園 2霊園 ・墓園機能が確保されていることから、区域の整序をし、②整備完了とします。(緑ヶ丘霊園) ・公園緑地機能の確保・増進の観点、区域の整序の観点等から見直しを検討し、③整備を推進する。(早野聖地公園)	

ア 公園施設の維持管理

公園施設の現状

- ✓ 川崎市では計1,297箇所、約777haの公園を設置・維持管理し、市民利用に供しています。一方で、**設置から30年以上を経過した公園は、全体の6割以上を占め、特に遊具は半数が補修・更新を要する状態**（平成27(2015)年度時点）であり、**公園施設の老朽化への対応が必要**となっています。



成果と課題

①公園施設の長寿命化

- ✓ 「川崎市公園施設長寿命化計画」を策定（平成28(2016)年3月）し、これに基づき定期的な施設の点検、計画的な補修・更新を実施。
- ✓ 特に遊具については、優先して更新するものとし、整備からの経過年数と定期的な点検結果を踏まえ、これまでに1,485基の遊具（更新対象の約76%）を更新。
- ✓ 今後も整備からの経過年数を踏まえた更新と、予防保全型の管理が必要

②街区公園の再整備

- ✓ 街区公園をリニューアルをする際には、立地特性や利用者等の意見を踏まえ、地域の防災活動や交流の場、ボール遊び等ができる場としての整備を実施

公園リニューアルの事例（宮前区・鷺ヶ峰公園）

- ✓ 設置後54年経過したコンクリート遊具やフェンスの老朽化に対応するとともに、地元町会の管理の協力のもと花壇機能つきのレインガーデンを整備し、機能回復・機能強化を実現



これから

- ✓ 公園を安心安全で快適な場として維持しつつ、多様な主体の利活用により地域の価値を生む場へと成熟させていくため、公園施設の長寿命化を図るとともに、老朽化施設や利用の少ない施設については統廃合や撤去を含めた見直しを行うなど、施設総量の縮減・適正化等のストックマネジメントを推進する必要があります。

①予防保全型管理の推進

- ✓ 遊具の安全性を確保するため、遊具の部品交換サイクルに基づくきめ細かな修繕を実施
- ✓ トイレ、四阿等の建築物は、定期点検の結果を踏まえ、きめ細かな修繕を実施
- ✓ 野球場やプール等の有料施設は、破損等により施設利用を中止せぬよう、中長期的な修繕計画を作成
- ✓ プールについては中長期的な修繕計画を作成し、安全・安心なプールとして維持管理するとともに、利用者ニーズを踏まえ、存続について公園ごとに検討を行う。

②地域特性に応じたストックマネジメント

- ✓ 公園施設の更新にあたっては、公園の立地・規模・地域における役割を踏まえ、機能の変更・複合化等を検討

③公園トイレの洋式化

- ✓ トイレのリニューアルを行う際には、生活様式の変化を踏まえて、洋式化を実施しているが、実施率は63%にとどまっている。
(洋式化済み144棟 / 市内全トイレ228棟 = 63%)

④管理システムのDX化

- ✓ 点検・修繕の履歴を、容易に蓄積・共有できる手法を構築
- ✓ データの蓄積により、管理サイクルを明確化し、使用見込み期間の延長に向けた確実な修繕・更新を実施

1（3）公園の維持管理方針

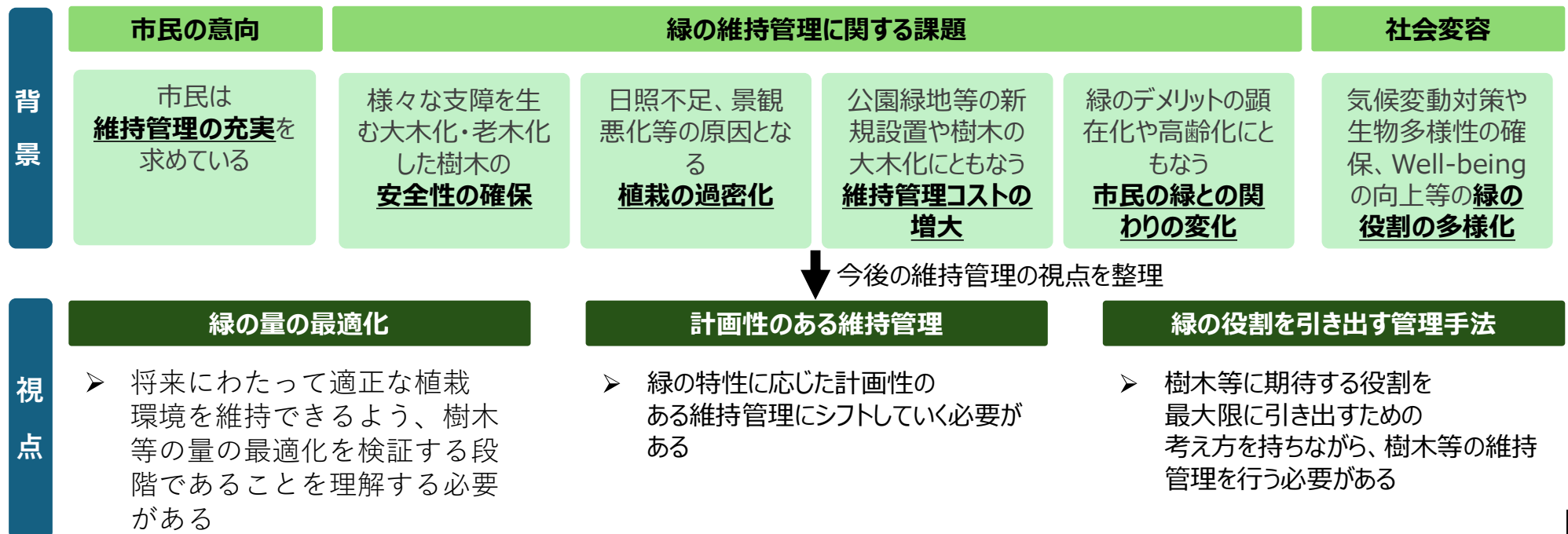
イ 緑(樹木)の維持管理

(ア)公園緑地等における今後の緑の維持管理について

川崎市では緑豊かなまちづくりを目指し、公園緑地・街路樹等多様な緑の確保と育成、維持管理を市民協働により実施してきましたが、維持管理上の課題の顕在化、緑化フェアを契機とした緑に対する市民意識の変化、気候変動などの社会変容などに対応する必要があり、緑の特性や求められる機能に応じた維持管理を更に計画的に進めるために、維持管理の方向性を明確にする必要があります。

このことから「緑の維持管理のあり方」を策定し、この取組を推進します。（令和9年度策定予定）

(イ)今後の維持管理に必要な視点



1 (3) 公園の維持管理方針

(ウ)基本方針と取組の方向性

基本方針1 ストックの適正化

樹木の生育状況や緑の空間の利用実態等を考慮した樹木の更新、移植、間引き等を実施していくことにより、**緑の量を適正に維持**し、持続可能な管理のもと市民へ安全な緑空間を提供します。

取組の方向性

安全・安心に配慮した維持管理

- ①適切な点検・作業体制に基づく管理
- ②安全な利用を促進できる管理
- ③生育環境を考慮した管理
- ④利用形態に応じた管理

具体的な取組例

- 点検・診断の実施／臨機応変対応ができる体制の保持
- 見通しや日照確保に向けた緑量管理／不健全木の撤去
- 土壌改良／過密な植栽等の解消（間伐等）
- 樹木保全のための技術活用／支障枝の剪定や撤去等

基本方針2 身近な緑に対する市民満足度の向上

緑の維持管理を**計画的に実施**するとともに、立地特性等に応じて**管理水準を設定**することにより、緑の機能を引き出し、適正な緑を市民が実感できる状態を創出します。

取組の方向性

計画的な維持管理

- ⑤公園緑地や街路樹の特性に応じた管理
- ⑥植物の特性に応じた管理
- ⑦季節的な景観を感じられる管理

具体的な取組例

- 管理水準・管理頻度を明確にしたメリハリのある管理
- 目標樹形に向けた剪定手法・管理サイクルの確立
- 作業時期の適正化／管理作業のルーチン化

基本方針3 多様な緑の質の向上

公民連携により緑を保全、創出、育成する取組を進め、身近な生活環境の改善から、風格あるまちづくりまで、**多岐にわたり緑の役割を最大限に発揮**できるよう、緑の質そのものを向上できる維持管理手法を実行します。

取組の方向性

緑の機能を発揮できる維持管理

- ⑧暑熱対策に寄与できる管理
- ⑨生物多様性に配慮した管理
- ⑩多様な協働の手法による管理

具体的な取組例

- 樹冠拡大・緑陰形成機能に資する剪定の実施
- 多様性に配慮した管理エリアの設定・管理の実施
- 市民発意による利活用を通じた管理運営の推進

1 (3) 公園の維持管理方針

ウ パークマネジメント

(ア)パークマネジメント推進方針（令和3（2021）年3月）の策定

- ・あらゆる主体がそれぞれの強みを活かして効果的に連携しながら、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営の仕組みの構築に向けて取り組むこと。
- ・この取組により、公園緑地の持つポテンシャルや多機能性を引き出し、公園緑地の新たな価値の創出による質の向上とさらなる魅力向上を図ることを目指したもの。

(イ)取組の実績（令和8（2026）年3月）

視 点	取組の方向性	成 果
【視点1】柔軟な利 活用の促進と利用の 多様化	# 1 民間事業者等の主体による多様な目的での利 活用の拡大	橋公園「TACHIBANA HUT」、王禅寺ふるさと公園パークキャラバン、 公園内行為許可の電子申請(幸区試行)等
	# 2 保全緑地における利活用と保全の好循環の創 出	王禅寺四ツ田緑地における指定管理者制度を活用した「わんぱくの森」 の実現他
	# 3 多様な分野の取組と連携した利活用の促進	御幸公園、鷺沼公園等バスケット教室開催、稲毛公園、カワノバ、シェアサ イクル等
	# 4 様々な機会を捉えた地域が主体となった利用 ルールづくりの促進	冥加公園、塚越こかげ公園等
【視点2】利用者の 視点・経営的な視 点に立った維持管 理・運営	# 5 市民創発型の取組との連携による協働の裾野の 拡大	平間公園、北加瀬ゆりのき公園、菅生ヶ丘公園、王禅寺北第5公園 イドバタカフェ・パークデイ等
	# 6 包括型管理運営手法等の導入や新技術等の 積極的な活用	大師公園、桜川球場、池上新田球場、小田球場の一括指定管理 、野球場外野の草刈り、等々力緑地
	# 7 運用基準の構築や基準緩和等による公園緑地 の利便性の向上	富士見公園、生田緑地、こすぎコアパーク
	# 8 公園緑地における収益性の確保・向上と維持管 理に係る財政負担の軽減	富士見公園、生田緑地、等々力緑地、多摩川緑地パークゴルフ場
【視点3】柔軟な利 活用と効率的な管 理運営を見据えた 公園づくり	# 9 民間のアイデア、ノウハウの効果的な導入の促進	施設整備型（富士見公園、等々力緑地）地域課題型（P-PFI（池 上新町南緑道、橋公園、登戸つくりと公園）、都市公園リノベーション 協定制（こすぎコアパーク）、稲毛公園等）

(ウ)成果

- ・民間事業者との連携については、大規模公園の再整備や街区公園におけるまちづくりとの連携など施設整備に合わせた管理運営の検討を進めたことにより進捗。
- ・市民との協働の取組についても、新たな担い手確保に向けた中間支援機能の強化に取り組みにより学童サービスや児童養護施設、福祉カフェとの連携など多様な分野との連携による取組が進捗。

(エ)課題

- ・導入事例における市民意見等（賛否問わず）を踏まえると、公園の基礎的な位置づけや立地条件、地域住民の日常的な利用への配慮、地域の人材活用、みどりに求められる機能の実現といった基本事項として整理することが重要（導入する前には個別に整理する。）
- ・多様な主体との連携を持続可能なものとするため、柔軟かつ多様な目的での利活用ができる仕組みづくり（運用基準の緩和・活動を支える支援等）や収益性が向上できる条件づくりの推進が必要。
- ・この取組を推進するためには、みどりの質の基準づくり(にぎわいの評価、施設の維持管理水準・魅力的・Well-being・生物多様性等)を行い、質を評価することが必要。
- ・長期的な取組においては、社会状況の変化等に対応する必要があることから、多様な主体との連携条件等においても柔軟性が求められる。

1 (3) 公園の維持管理方針

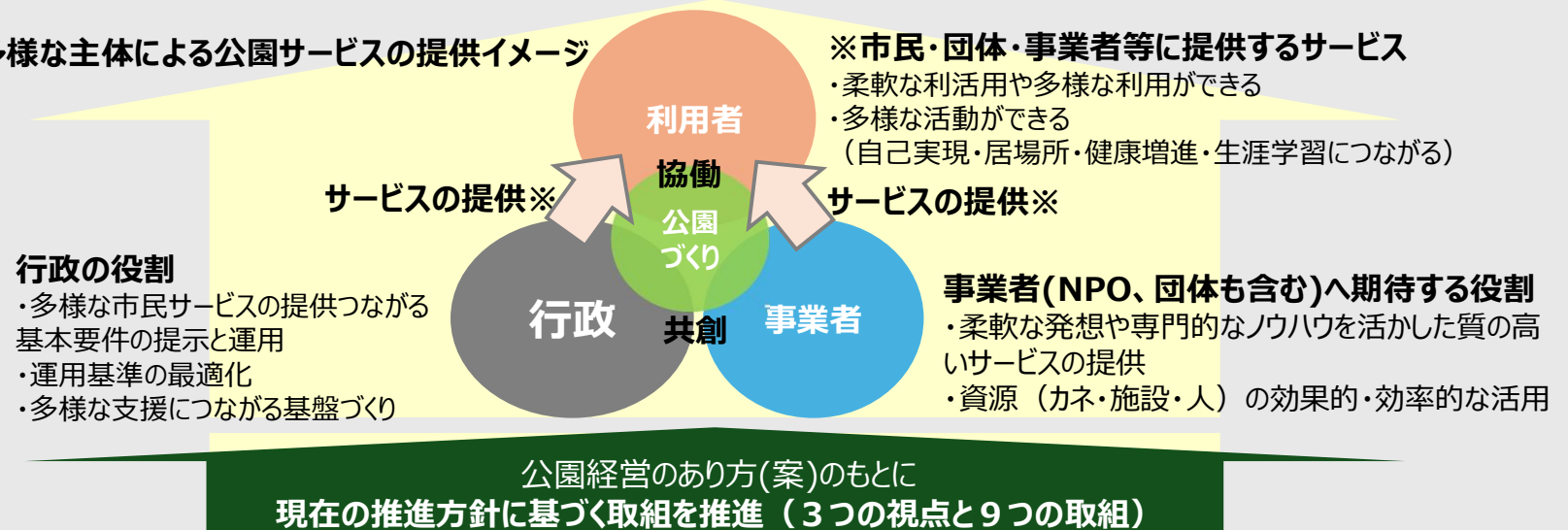
(オ) パークマネジメント推進方針のアップデート

新たなみどりの基本計画の考え方

パークマネジメント推進方針に基づく取組の成果と課題

公園に求められる機能の最大化・公園周辺のエリア価値の向上・持続的な公園運営

多様な主体による公園サービスの提供イメージ



公園経営のあり方(案)

・新たなみどりの基本計画に基づく公園に求められる機能の最大化に向けた要件等を公園経営のあり方(案)として示します。
・多様な主体が共有すべき事項について「1 公園(種別)ごとに経営の基本要件」として定めることが必要であり、先行事例を踏まえた対応として、公募条件のアップデートや収益性の向上に向けた条件整理を進め、公園に求められる機能の最大化等を目指します。

1 公園経営の基本要件のイメージ

- (1) 公園の基礎的位置づけ、特色、立地条件
- (2) 地域住民の日常的な利用への配慮
- (3) 地域の資源(人・文化、歴史・団体等)の活用
- (4) 多様なニーズなど強化すべき視点を踏まえた機能(生物多様性、Well-being等)の確保

2 既存の取組の成果と課題を踏まえた対応

- (1) 先行事例を踏まえた公募条件のアップデート(民活・利活用)
- (2) 収益性の向上に向けた条件整理(民活・利活用)
- (3) 柔軟かつ多様な目的での利活用ができる仕組みづくり(運用基準の緩和・活動を支える支援等)(民活・利活用・協働)
- (4) 質の基準づくりと評価(施設の維持管理水準・魅力的・Well-being・生物多様性等)(民活・利活用・協働)
- (5) マネジメント体制の整備

ア システミックデザインによる検討、庁内ワークショップ開催

ステップ・年度	No.	開催日	対象	対象属性	目的
Step1 令和7年度	1	令和7年9月12日（金）	市民	管理運営協議会、愛護会、大学等みどりで活躍する市民など	・みんなのみどりへの想いを聴く
	2	令和7年9月26日（金）	市民	管理運営協議会、愛護会、大学等みどりで活躍する市民など	
	3	令和7年10月10日（金）	有識者＋市民他	緑に興味のある人は誰でも	
Step2 令和8年度	4	令和8年7月13日（月）	ステークホルダー	指定管理者、造園業者、中間支援組織、デベロッパー等企業・団体など	・参加者の現在の取組内容や課題をシステムマップに反映
	5	令和8年7月28日（火）	市民(非公募)	管理運営協議会、愛護会、大学等みどりで活躍する市民など	・今後に向けた多様な主体の考え方のヒアリング
	6	令和8年8月24日（月）	市職員	庁内検討会議関係課及び区役所道路公園センター職員	・参加者同士のつながりの創出 ※それぞれの立場の意見を反映するため、ステークホルダーと市民を分ける ※行政職員はヒアリングする立場
		令和8年9月下旬	システムマップのとりまとめ		
	7	令和8年10月	ステークホルダー・市民・市職員	令和8年度ワークショップ参加者	・完成したシステムマップ等に基づいて、具体的な取組を検討 →アウトカムマップや10年間の実行戦略に反映
	8	令和8年11月			
	9	令和8年12月	公募	興味を持った方なら誰でも（応募多数の場合は抽選）	・実行戦略と柔軟な評価軸の検討 ・魅力的な「見える化」に向けてブランディングの観点から巻き込み方、プロモーションを試行
Step3 令和9年度	☆	令和9年度	緑の基本計画の改定及び実行を高める仕組みづくりの検討・試行		

2 みんなとつくる基本計画の取組

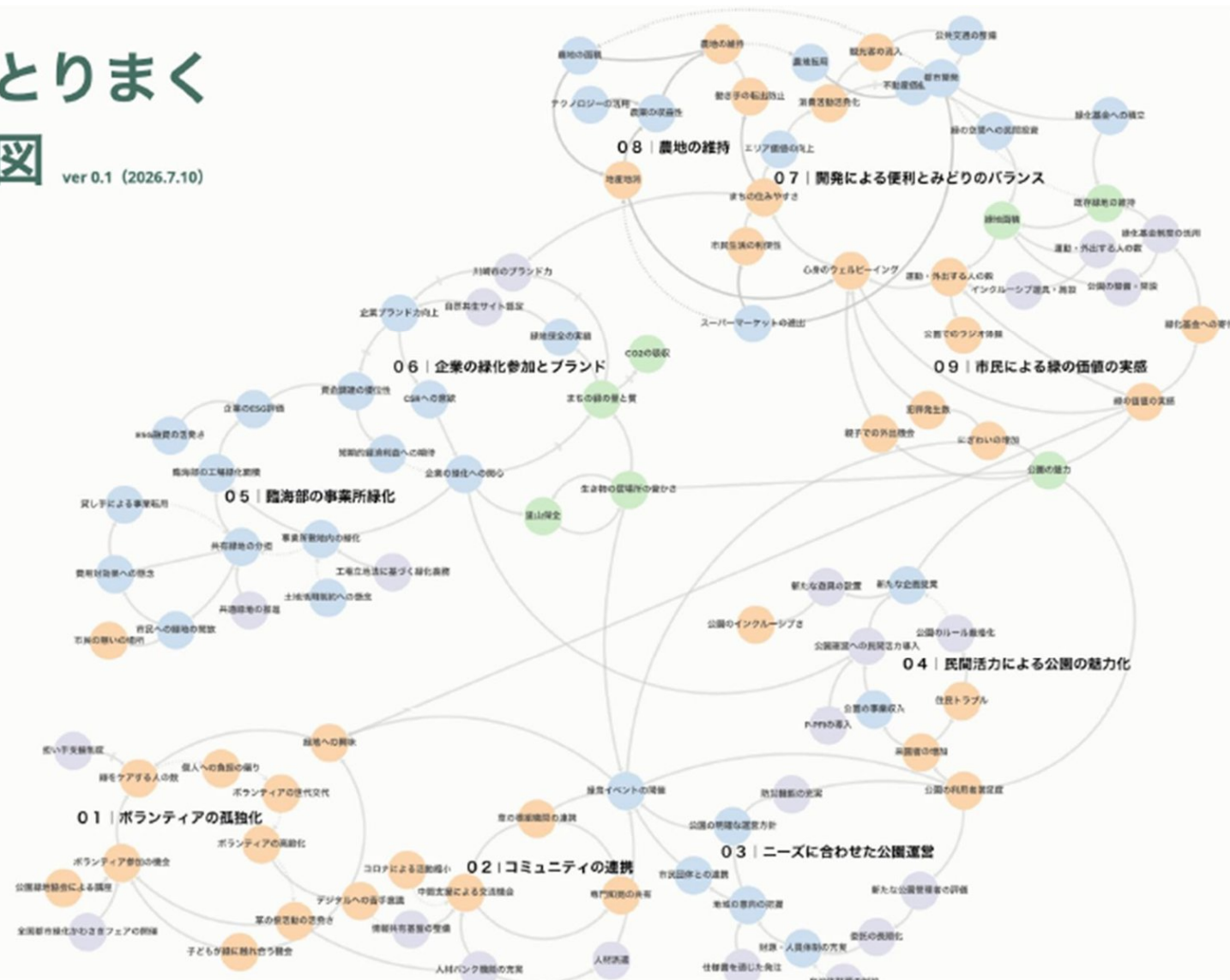
イ システムマップイメージ

川崎市のみどりを取りまく ストーリーループ図 ver 0.1 (2026.7.10)

図の読み方

- 動植物
- 行政
- 民間企業
- 市民

- 正→負 or 負→正の影響
- 正→正 or 負→負の影響
- 時間を要する変化



2 みんなとつくる基本計画の取組

ウ ストーリーマップ

9つのストーリーマップ

図の読み方

- 動植物
- 行政
- 民間企業
- 市民
- 正→負 or 負→正の影響
- 正→正 or 負→負の影響
- ~~~~~ 時間を要する変化

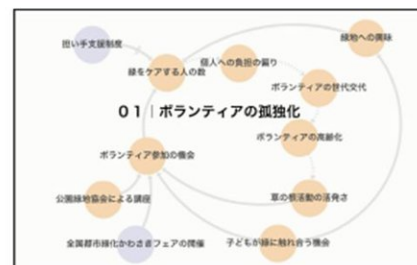
〔関連するアクター〕

市民 川崎市 遊具メーカー 指定管理者
P=PFI キッチンカー

塗り…特に重要なアクター

ストーリー 1 「緑のボランティア」の減少、どうしたら防げる？

緑のボランティア



- 川崎市内の緑のボランティアは、属人的になることで世代交代が進まず、高齢化で活動縮小。結果的に関わる人が減っている。
- 川崎市や公園緑地協会は、ボランティアの派遣や中間支援の拡充など、担い手を支援しようとしているが追いついていない。
- 子どもが自然に親しむ機会を増やすことが、未来の緑の担い手を育てるきっかけになるのではないかな。

〔関連するアクター〕

市民 川崎市 指定管理者 中間支援

起点の問い | 川崎市の緑のボランティアを増やすために一番大切なことは何だと思いますか？

担い手支援制度

「緑の団体」＝緑を守る団体だけでなく、コンポスト活動など「緑を舞台に活動する人」まで広げて捉えると、幅広い繋がりや気づきが生まれる可能性がある。

ボランティアの高齢化

ボランティアに頼る緑地の維持管理は限界が来ている。善意に甘えており事故リスクもある。任意のボランティアにどこまで頼るかの線引きが曖昧（指定管理NPO）

（子どもが）緑に触れ合う機会

子どもを巻き込みたくても、安全に指導できる指導者が育っていない。高齢ボランティアの経験だけに任せるのはリスクがあり、指導者育成が必要。

緑をケアする人の数

緑の活動者だけで閉じたコミュニティになっていて、外からは見えない・入り口がわからない。

ストーリー 2 市民団体同士が交流できたら、どんなことが起きる？

中間支援組織



- みどりのボランティア・NPOなどの個別の市民団体が出会う機会が少ない。行政は中間支援の動きに期待するが、コロナ禍をきっかけとした活動の停滞やデジタルへの苦手意識などの障壁もある。結果的に専門知見が共有されず、ネットワークが広がらないため挑戦的なイベントも開催しづらい。
- 行政が推進する連絡の仕組みが、紙媒体やFAX、回覧であり、町内会や老人会などの活動が活発であることを前提としている。

〔関連するアクター〕

市民 川崎市 中間支援 指定管理者

起点の問い | コロナパンデミックが収束して以降、中間支援による市民団体同士の交流は続いていますか？

団体の財源不足

ナラ枯れ対策など突発的な管理費用に対応できる予算体制が整っていない

人材バンク機能の充実

川崎は広く、似た緑の活動をしている人がたくさんいるはずなのに、南北で意外に繋がっていない。どうやったら繋がるのかわからない

専門知見の共有

植生管理などを専門家のつながりや、各団体の「得意」をつなぐマッチング支援があればありがたい

中間支援による交流機会

川崎市内の緑地活動は7区それぞれ地域特性が異なる。自治体や制度の壁を超えて、区ごとの個性を生かしたコーディネートや中間支援組織が必要

2 みんなとつくる基本計画の取組

ウ ストーリー

ストーリー 3 「地域ニーズに合った公園」は今の仕組みで実現可能か？

新たな公園の管理者



- 新たな公園の管理者である指定管理者には「公園の位置する地区にある様々な利用者ニーズに応えること」が求められている。（にぎわい・生態系・防災・健康・教育など）
- 運営の方向性が定まれば取り組みも明確になり、利用者の満足度も上がって、地域の活動とつながるプラットフォームにもなりえる。

【関連するアクター】

市民 川崎市 開発・不動産 P-PFI
指定管理者 キッチンカー

起点的問い | 公園の指定管理ってどんな仕事をしていますか？
川崎市の中でも地区によってニーズは異なるのでしょうか？

地域の意向把握

公園に関わりたい市民は多いが、どう改善に関われるか・運営とどう繋がればいいのか分からない。横公園のように運営と市民が混ざる場をもっと増やしてほしい。

公園の利用満足度

公園には大人のファンが少ない。ソロキャンプ等、大人向けと子ども向けの体験は分ける工夫が必要

仕様書を通じた発言

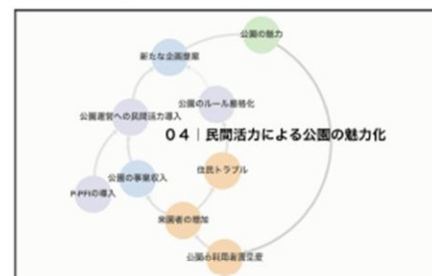
芝生中心の公園で、維持管理（毎週土曜3〜4人体制）だけで一杯。若手の巻き込みや新規イベント企画まで手が回らない。広域公園の指定管理仕様書に街区公園への支援を組み込んでほしい。

公園の明確な運営方針

問題があっても「勝手に自由に使える場」が必要なのではないか。「自由利用とは何か」を問いたい。ガチガチのルールではなく、自由の中で価値を交換し合うような公園のあり方

ストーリー 4 緑地にどんなルール・運営体制があると面白い企画が生まれる？

公園×民間



- Park-PFI等で公園をはじめとする緑地の魅力が上がると、利用者の満足度が上がり、利用客が増える。それによって事業収入が生まれ、投資を呼ぶ好循環が回る。
- しかし、利用客が増えるほどマナーの悪さや近隣の苦情も増える傾向もあり、ルールが厳しくなっていくことで、事業者は自由に動けなくなる。結果的に公園の魅力も減る。
- にぎわいを増やしながら、ルール整備とどう折り合いをつけるかが民間活力導入の一つのポイントになる。

【関連するアクター】

市民 川崎市 開発・不動産
指定管理者 キッチンカー 遊具メーカー

起点的問い | 公園の運営や企画に民間が関わる際の課題や障壁は何ですか？

公園のルール厳格化

区役所前の花壇で子どもと芋植えをするなど「土に触れる」面白い活動はあるが、切っちゃダメ・掘っちゃダメなど行政の縦割りや申請の煩雑さで広がらずもったいない

公園運営への民間活力導入

街区公園の管理運営協議会は行政からいわば「丸投げ」の状態。中間支援組織がなく、わずかな予算・ほぼ持ち出しで運営している。旧来の町会と新しいマンション自治会とでニーズが一致しないことも課題

公園の事業収入

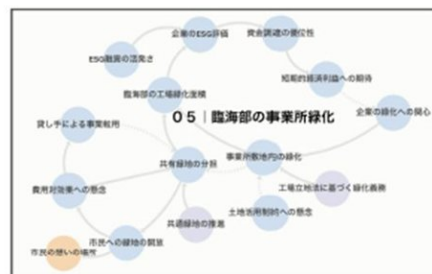
基本計画の作り方次第で、DX等の他分野の補助金・予算を緑につなげられる可能性

来場者の増加

利用者が多いほど芝生などの資源が傷みやすくなるというように、活動の広がりや維持管理の負担はトレードオフの関係にある。

ストーリー 5 臨海部の事業所緑化、どう進めるとみんなWin-Winになる？

臨海部の事業所緑化



- 臨海部の事業所緑化は、法律や川崎市の計画によって推進もしくは義務付けられている。事業所敷地内で緑地化が難しい場合、共有緑地を分担することができ、結果的に市民にひらけた緑地が生まれる。それによって企業の中ではESG評価が上がり、緑化への投資意欲を高める。
- 一方、共通緑地の実現には、費用対効果への懸念や緑地をもつ企業による事業転用のリスクなどが障壁となり、行政と民間のWin-Winな関係構築はまだ先になる。

【関連するアクター】

臨海部企業 川崎市 国 金融

起点的問い | 臨海部の工場緑化（共有緑地）について「企業の目線」から見える難しさは何でしょうか？

臨海部の向上緑地面積

工場緑化は「決まりだからやっている」雰囲気がある。企業側からすると、臨海部の緑化義務化に「そもそも必要か」という根本的懐疑がある

費用対効果への懸念

緑化メリットが不明確なまま、義務だから空いた土地でやらざるを得ない状態。一方で実際に使いに来る人はほとんどいない。

市民への緑地の解放

臨海部の緑化資金は提供公園充実など必要な場所へ再配分すべきとの提案

市民の憩いの場所

臨海部は緑があっても夜は人けがなく「緑があるのに怖い」。緑の量だけでなく質・使われ方の問題

ストーリー 6 そもそも、なぜ企業は川崎市の緑化に関わりたいのか？

都市ブランド×企業



- 企業が緑化に関わると、川崎の緑の保全と緑化の実績が積み上がり、川崎市と企業両者のブランド力を高め、ブランド力が企業の参加メリットを強める。
- 「自然共生サイト」や「ESG融資」は、この好循環を促進するが、実際に都市や企業のイメージが良くなるためには時間がかかる。
- 緑への関心が高まる「CSR」と「資金調達」の二つの要因には壁がある。

【関連するアクター】

川崎市 開発・不動産
金融 鉄道 観光

起点的問い | 企業が川崎市の緑化に取り組みやすくなるために、どんな情報があると望ましいですか？

企業の緑化への関心

緑を地域に開きたい企業はあるがまだ少ない。広い敷地を持つ企業（キヤノン川崎事業所等）は非開放。企業にとってのメリットを川崎市が発信してほしい

CSRへの意欲

企業は川崎の緑化に関わりたい気持ちはあるが、都内の方が補助金や先進事例が多く、緑の案件が都内に集中しがち

短期的経済利益への期待

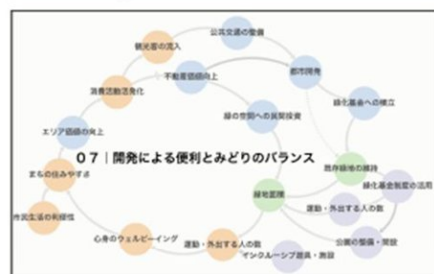
大企業は3〜5年で投資回収する短期計画が基本で、緑のような長期的な取り組みにつながりにくい。

川崎市のブランド力

生物多様性と川崎ブランドは関連しうるのではないかと。臨海部と生田の緑地の両立が「川崎らしさ」

ウ ストーリーループ

暮らしやすさと民間投資



- ・緑の空間が増えると、運動や外出が楽しくなり、まちが住みやすくなる。この住みやすさはエリア価値を高め、新たな民間投資につながる。
- ・民間の投資や開発は、緑地を増やす側面もあるが既存緑地を開発用途で減らすという側面もある。
- ・川崎市のイメージがどのように変わっていくのか、市民・企業・行政の全てが関わる循環が見られる。

「関連するアクター」

[市民](#)
[川崎市](#)
[開発・不動産](#)
[鉄道](#)
[観光](#)
[キッチンカー](#)

起点の問い | 過去数十年の都市開発は、都市の緑を増やし、住みやすいまちに繋がってきたと思いますか？

インクルーシブ遊具・設備

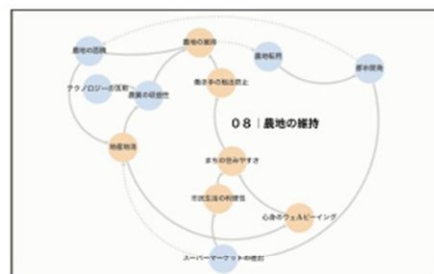
シェア畑・共同管理の市民園を始める友人が増え、当の懐疑的な見方から好意的印象に変わってきている。

通りの多いエリアでは1階の
より2階・デッキレベルの緑
(マンション敷地内公園
)が子どもを遊ばせやすい

施設の目的外利用に対する過度な規制を緩和し、民間活力を引き出すべきである

でも、障害のある子が実際に使うにはもう一つ壁がある。インクルーシブでない場所に置かれる<→専用の場になるジレンマ（道義メーカー）

農地とまちの暮らし



- 農地の維持は地産地消を通じた生活の豊かさをもたらす。
- 一方で、収益の懸念などから農業を継続しなくなると農地転用によるマンション建設など都市開発につながり、スーパーマーケットの進出などで市民生活の利便性を高める。ただしスーパーの進出は地産地消を押し下げ、農業の収益性を弱めるかもしれない。
- 農地をどのように受け継ぐかは、打ち消し合う二つの「住みやすさ」を生み出している。

【関連するアクター】

市民 川崎市 開発・不動産 農業

起点の問い | 川崎市の農地オーナーの抱える課題について、知っていることがあれば教えてください。

働き手の転用防止

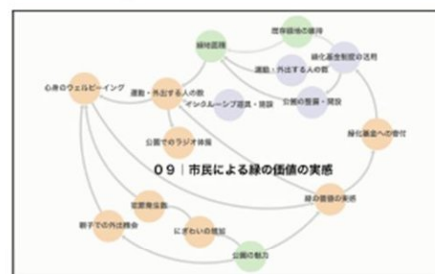
農地を手放して収入を得たい
もいるが、一番多い要因は税
金。相続が発生して納税が必
ずになっても、土地しか資産が
ない場合は農地を売らざるを得ず
この状況が農地減少の大きな
原因になっている。

地法により民間の市民農園の参入障壁が高い(農業委員会の承認等)。一方でクリアした企業には参入障壁で守れ価値になる側面も

農地は税金が安く、転用されれば税収が上がるため、行政に農地を守るインセンティブが働きにくい

住宅地化が進むにつれ、砂埃やゴミの投げ込みなど農地への苦情が増え、農業がやりづらくなっているという声がある

緑の価値実感



- ・緑地が増えると運動や外出がしやすくなり、心身のウェルビーイングが高まる。公園の魅力がにぎわいや親子での外出を生み、防犯にもつながる。
- ・暮らしにおける緑の心地よさは「緑の価値の実感」につながる。実感が緑化基金への寄付などの行動につながり、まちの緑としてより生活に返ってくる。
- ・市民一人ひとりの実感が、まちの緑を増やす原動力になり、その原動力は民間や行政にも託される。

〔関連するアクター〕

☐ 市民
 ☒ 川崎市
 ☐ 遊具メーカー
 ☐ 指定管理者
☐ P=PFI
 ☐ キッチンカー

起点の問い | 市民一人ひとりの緑を意識した行動は、まちの緑や公園にいい影響をもたらしていると思いますか？

犯罪發生數

地域の畑や植栽について、誰が管理しているか分かるようになることが大切になるのではという意見や、皆で緑をつくる

（緑の）管理が行き届かなくても苦情が出にくい地域であり、住民の目には地域差がある

北部と南部の格差一線を画しているのに、人口の多い南の子どもたちが緑を体験していない

緑地は夏場の公園の来園増やす一方、鬱蒼とした治安懸念で伐採された事ある

	8/31 第4回 都市公園の整備・管理方針	11月上旬 第5回 緑地の保全・活用	12月下旬 第6回 緑化重点地区、区別方針等	2月中旬 第7回 実行性を高める仕組み、素案
考え方	都市公園の配置基準を見直すとともに安全安心な公園の実現と地域ニーズを踏まえた魅力的な公園づくりを行う	樹林地と農地を含めた里山環境を保全、育成し、本市の自然的環境を未来に引き継ぎます	緑化推進重点地区における取組の推進に向けて拠点駅周辺のまちづくりや大規模事業所の土地利用転換と連携し、みどりのまとまりやつながりをつくります。	多様な主体との協働・共創をさらなる高みにつなげるとともに、時代の変化に応じ、アジャイル型の取組を進め、施策のロジックツリーによるアウトカムの確認と振り返りができる仕組みを目指します。
既存計画に基づく施策内容	18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進 □大規模公園等の整備推進(大師・中原平和の位置づけ) ・霊園の整備推進、港湾緑地の整備推進 □地域特性・個性に応じた公園の整備推進 □都市計画公園のあり方の検討(廃止・推進・区域見直し) 19 身近な公園の整備推進 □歩いて行ける身近な公園の整備推進(規模・誘致距離・施設整備の内容) 20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実 ・公園の維持管理の充実(緑の維持管理のあり方) ・公園内有料施設の適正管理 □公園の機能回復 ・市民活動による緑の資源活用 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上 □公園への民間活力の導入(PMを公園経営方針へ) 16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組 ・多摩川緑地の維持管理の充実、都市景観と調和した河原風景の保全(※多摩川プラン) 15 多摩川緑地施設の利便性向上 ・多摩川における施設整備の推進、民間活力による多摩川のポテンシャルの活用促進(※多摩川プラン) 17 公園緑地の防災機能整備推進 ・大規模公園における防災機能の強化、帰宅困難者対策に資する公園機能の向上、身近な公園における防災機能の検証、防災に資する緑のネットワークの形成 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 ・公園における緑と水の空間の整備 27 河川等の水辺地の保全 ・河川環境の保全・整備、水環境の保全(※多摩川プラン) 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進 ・多様な主体と連携したまちづくりの推進、グリーンコミュニティの形成の促進 38 多摩川の利活用による地域活性化 ・流域自治体との協働、連携による沿川地域の活性化、沿川地域のまちづくりの推進(※多摩川プラン)	10 多様な機能を発揮する樹林地の保全 ・緑地総合評価・川崎方式(将来像連携) □特別緑地保全地区の指定拡大(指定の考え方の見直し) ・緑の保全地域の指定拡大 ・緑地保全協定の締結拡大 ・ふれあいの森(市民緑地)の保全契約の推進 ・樹林地保全における協働の取組の拡大 11 地域に残された身近な緑の継承 □保存樹木・樹林・生垣の指定(支援制度見直し) □まちの樹の保全(支援制度見直し) 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出 □自然的環境保全配慮書に関する助言指導の推進(BNGの導入) 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組 □保全管理計画の作成及び適切な運用(機能維持増進事業の位置づけ) □緑地環境の健全性確保 37 地域連携による里地・里山の保全と利活用 ・広域・近隣自治体との連携 ・多様な主体の連携による里地里山の保全・活用 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用 ・農地の保全 ・農地の活用 22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進 □「農」とふれあう機会の創出(公園・オープンスペースのコミュニティ・ガーデン化) ・「農」の担い手の育成	14 緑と調和した都市景観の形成 ・緑を活かした良好な街並みづくりの支援、景観資源としての樹木の保存 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進 □多様な緑化活動の推進(市民の草の根活動、3本の種、木、ペラダ緑化) □緑化推進重点地区における持続的な緑化推進(法に基づく地区の指定・市民緑地認定制度・拠点駅周辺・区別計画との統合、緑化重点地区の拡大・緑視率・みどり法人) ・地域緑化推進地区認定の推進 □緑化指針による緑化の推進(緑化指針の見直し・緑化地域制度の検討) 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理 ●街路樹整備による緑化推進、街路樹の適正管理(街路樹のあり方反映) 28 公共空間の緑化推進 ・庁舎・学校等の公共空間の緑化推進、公益的施設の緑化推進(緑化指針の見直し反映) 29 事業所による緑化の促進 ・みどりの事業所の推進、川崎市特定工場緑地整備基本方針に基づく緑化の誘導(臨海部緑化、隔地貢献制度、緑化指針の見直し反映) 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用 ・地区計画等による緑化推進、公開空地の誘導(総合設計、緑化指針の見直し反映) 39 多様な主体との連携による風の道の形成 ・空間活用による実感できる緑の創出(臨海の森の考え方・隔地貢献・共通緑地) 40 臨海部において市民が親しみ憩える良質な緑の創出 ・自然・景観・オープンスペースを活用したレジャー機能の発揮	1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進 ・さまざまな主体の参加促進、さまざまなボランティア団体の設立・活動継続の促進(グリーンコミュニティの取組を反映) 2 民間企業・教育機関等の参画促進 ・民間企業や教育機関との協働による緑の保全活用の取組の促進 ・民間企業による緑化の取組の促進(グリーンコミュニティの取組を反映) 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発 ・市民、民間企業等との協働による植樹運動の推進 4 緑の人材育成と活用 ・緑の人材バンクの充実と活用、ボランティアの育成推進(グリーンコミュニティの取組を反映) 5 緑の活動に対する支援の充実 ・緑のボランティアセンターを通じた支援の充実(グリーンコミュニティの取組を反映) 6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚 ・緑の取組に対する表彰等の実施、民間企業の環境配慮意識の向上(グリーンコミュニティの取組を反映) 7 環境学習における「緑育」の充実 ・自然環境を知る機会の充実、環境課題の解決に向けた取組の推進と理解の促進(グリーンコミュニティの取組を反映) 8 緑の魅力の掘掘及び情報発信の推進 ・効果的な緑の情報発信の推進、「緑豊かな川崎」のイメージPRの充実、緑の実態調査の実施 9 人材の交流、連携の推進 ・活動団体の交流促進 24 緑化助成制度の普及と充実 □緑化助成制度の活用による緑化運動の促進、川崎市緑化基金の効果的な活用 30 地域コミュニティ形成の推進 □身近な公園を拠点とした地域コミュニティ形成の推進、身近な公園の利活用促進(特色ある公園) 31 緑を通じた防災力の向上 ・地域協働による防災空地の確保、公園における防災活動の促進 32 緑を通じた子育て環境の向上と健康増進 □子育て環境づくりとしての公園の活用 ・身近な公園を拠点とした健康増進活動の推進 36 緑と一体となった地域資源の保全・活用 ・地域の歴史資源の保全と活用、自然環境を活用したウォーキングルートの設定

■ 緑の総量の反転に向けて

No.	発言者	意見	対応案
1	小畑委員	・ 市民の活動による成果がインセンティブとして働くような仕組みを検討 ・ マクロの視点に加えて、ミクロの視点も重視してほしい	みどりの価値の評価方法を整理し、市民自らが価値を評価できるとともに、その価値向上に合わせたインセンティブを得られる仕組みや、評価・見直しを行える人材育成等に関する施策を検討
2	小畑委員	・ 市民が自分たちで算定し、納得し、改善するような仕組みにすることが必要 ・ 市民が自主的に展開するような仕組みを作っていけると良い	
3	飯田部会長	・ 経年変化を確認するため、今後整理される樹林地のデータのうち300㎡以上を絞って抽出するなどして、前回と比べられると良い	緑被地から300㎡以上の樹林ポリгонを抽出し、2020年からの経年変化の比較検証を行う
4	飯田部会長	・ 草地と農地を重ねるだけでは、植木畑など、樹木系の農地が入らない	樹林地と農地ポリゴンデータ等の重ね合わせなど、樹木系農地を含めた算出方法を検討

No.	発言者	意見	対応案
-----	-----	----	-----

■ 3つの施策の柱

5	坂倉委員	・ 3つの施策の柱の関係性について、循環しながら増えていく、限りある資源の中で、参加する人を増やしながら緑を増やしていくといったストーリーを計画の最初に示せると良い	3つの施策が循環しながら互いに相乗効果を発揮することが伝わるモデル図を作成
---	------	--	---------------------------------------

■ 緑化施策のアップデート

6	中島副部会長 (事前レク)	・ 緑化の対象面積を引き下げる取組についてはよいと思うが、協議対象が増えると市職員の業務負担がかなり増えてしまうので、実現するための方法・工夫を同時並行で検討するべき。また、実行性を高めるために部分的に簡略化を検討するにしても、実がないと意味がないので、この取組で何を徳たいかということを明確にするべき。	緑の確実な確保を目的として、緑化対象面積の引き下げによる業務負担の増加への対策や工夫等も考慮した制度の見直しを検討
7	水庭委員 (事前レク)	・ 親会でも意見が出たが、どんな緑をつくっていくかということも自然共生部会でよく検討しなければいけない。生物多様性にも配慮しなければいけないが、気候変動に耐える植物を選ばなければいけない点もある。都市部と自然の中とで在来種と園芸種を使い分けるということも考えなければいけない。	緑化基準に示す樹種の例に、気候変動に耐える植物の観点を追加するなど、望ましい植物の種類を増やすための施策を検討
8	高田委員 (事前レク)	・ 民有地の緑化を推進する上では、今まで以上に整備・管理両面で緑化にコストがかかるので、市から支援を行う必要がある。	緑化基金の適用範囲の拡大など、民有地緑化の推進を支援する仕組みを検討

1 第3回自然共生部会の意見及び対応について

No.	発言者	意見	対応案
■保全施策のアップデート			
9	飯田部会長 (事前レク)	・ オフサイトで保全する農地については農薬や化学肥料を減らすなど、環境配慮型の農地を対象とするべき。	オフサイトでの農地の保全・再生について、環境に配慮した管理方法等の条件設定を検討
10	飯田部会長 (事前レク)	・ オフセット先の面積はある程度の広さが必要なので、小さな農地を個別に扱うのではなく、何か所か束ねて効果的に運用した方がよい。	オフサイトでの保全・再生について、複数農地を1つの対象としてまとめて運用可能か検討
11	高田委員 (事前レク)	・ アウトサイドミティゲーションの代替地については川崎市の中で調整すればよいと思う。オンサイトでの保全が基本ではあるが、様々な事情も加味しながら、保全施策が実際に機能するように制度設計した方がよい。	オフサイトでの保全の実施先は、川崎市内の緑地・農地等を対象とする方向で検討
12	大久保委員 (事前レク)	・ JAでは農地の保全の取組として相続の関係で農地を売却しようとしている人と農業をやりたい人とのマッチングを行っているが、土地の価格も高いのでなかなか実現していない。 ・ 自宅のとなりの畑の持ち主が畑を手放すというので、農地を保全する目的で個人的に畑を買い取ったが、JAの仕事も忙しくなかなか手入れができない。	クレジットを用いた民間資金の活用可能性等も含めた、保全施策のアップデートとして相続を契機とした農地の減少を抑制するための対策について検討
13	水庭委員	・ 農地の相続税の対策として、クレジットなど民間の動きを活かした施策	
14	高田委員 (事前レク)	・ 生物多様性クレジットについて環境省も検討しているが複雑で難航している。市単位で検討するのであれば、小さいスケールでルールを作れるメリットがあるので、まずはモデルケースをつくって検証を進めるとよい。	川崎に合わせた生物多様性クレジットについて引き続き検討
■コミュニティツールとしての都市農地の保全・活用			
15	小畑委員 (事前レク)	・ 前職で屋上での養蜂やサツマイモ掘りなどの取組を行っていた。季節ごとに違うハチミツがとれるので、コミュニケーションツールとして有効。公有地で農の取組をすることは、特に子供の教育の機会としてとてもよいと思う。	都市農地の子育て・教育の場として活用していく方向性を整理
16	飯田部会長	・ コミュニティファームについては、公園を中心にしながら、公有地も対象に考えると良い。	公園のみに限定せず、公有地等を活用した農的空間を創出する仕組みを検討
■新たな担い手を育てる仕組みづくり			
17	小畑委員 (事前レク)	・ 公園緑地協会の活動も時代や市民ニーズの変化に合わせて活性化するべきではないか。	新たな担い手を育てる仕組みづくりについて、公園緑地協会との連携を検討
18	飯田部会長	・ 医療福祉分野との連携を検討してほしい	医療福祉分野との連携施策を検討

1 第3回自然共生部会の意見及び対応について

No.	発言者	意見	対応案
■市民と共有する施策づくり			
19	飯田部会長 (事前レク)	・ 日本版の3-30-300はおもしろいと思う。「身近な場所に生き物がある」という取組の理念は継承しつつ、日本の住居環境などに合わせて、プランターを使った種まきなど、アレンジを加えるのはよいと思う。	川崎版の3-30-300を引き続き検討
20	小畑委員 (事前レク)	・ 川崎市は市外から人を呼び込むようなシンボリックな場所が少ない気がする。緑と歴史文化を活かしたアピールを計画に盛り込めないだろうか。岡上・黒川のアートフェスなどととてもよい取組なのでもっと知ってもらいたい。広報については公共施設だけでなく商業施設などでもPRした方がよい。	みどりと歴史、文化、健康との関連性を踏まえ、ウェルビーイングの観点から施策を検討するとともに、みどりの基本計画を中心とした川崎のみどりやみどり施策のPR方策についても引き続き検討
21	小畑委員 (事前レク)	・ 5月4日の「みどりの日」を川崎市はあまりアピールしていないのもったいないと思っている。	
22	小畑委員	・ みどりの基本計画としても、歴史、文化、健康とのつながりに触れることを検討すべき	
23	飯田部会長 (事前レク)	・ 誘致圏域、公園面積、人口など色々な条件を重ねて検証したときに、空白となる場所はクリティカルな場所なので優先して公園を整備すべき。	複数条件を重ねた公園充足状況のシミュレーションを踏まえ、公園整備の方針を検討
24	飯田部会長	・ 公有地における樹幹被覆率を試算してほしい ・ 幹線道路や公園、学校、公共施設等を対象にできると良い	既存データを活用して公有地における樹幹被覆率を試算
25	水庭委員	・ 無関心層は冷たい表現に感じるので、今後関心をもってもらう層などマイルドな表現にしてほしい	無関心層の表現の見直し
■生物多様性			
26	高田委員 (事前レク)	・ UGFについて検討する際は、生物多様性だけを求めるのではなく、多様なみどりの機能を反映するべき。また、川崎の地域性も踏まえて係数の設定を行うべき。	UGFの導入にあたり、川崎の地域性も踏まえつつ、7つの視点から緑の多様な機能の発揮が期待できる要素を検討
27	高田委員 (事前レク)	・ 公園が再整備されると木を切って明るく、乾燥した場所になってしまうことが多く感じるが、生物多様性の観点では暗く、じめっとした感じの方が多様性が高い。防犯などの理由から明るい公園を求めるニーズもわかるが、生物多様性の観点から樹木の価値を知ってもらうよう啓蒙活動・教育活動をする 것도 大事。対立関係にならないようにしなければいけない。	生物多様性の観点も踏まえ、守るべき緑地や活用すべき緑地の整理を行いつつ、緑地のあるべき姿として健全な生態系が保全された緑地の在り方などについても情報発信施策も検討

第3回自然共生部会の意見及び対応について

No.	発言者	意見	対応案
28	高田委員 (事前レク)	・ 寺や神社も公園と同じようなオープンスペースの価値がある。公園よりも歴史が長く、生物多様性の高い樹林や水辺を有している。ご神木のような老木のうろに生物が巣をつくることも多く、若い樹木以上に生物多様性の価値は高い。寺や神社の緑の量がどれくらいあるか把握できるとよい。寺や神社の生物多様性について研究した論文もあるので紹介したい。	既存データから社寺林の分布について確認
■ボランティア育成や啓発活動			
29	高田委員 (事前レク)	・ ボランティア育成にあたっては、公園の管理方法だけでなく、生物多様性についても学ぶ機会が必要	市民が生物多様性について学ぶ機会の創出に関する施策を検討
30	高田委員 (事前レク)	・ 都市農地については単に作物を育てる場だけではなく、「みどり」としての機能を市民に理解してもらうことが必要。	都市農地が多様なみどりとしての機能を有していることを整理
■グリーンインフラの活用			
31	小畑委員 (事前レク)	・ 最近、グレイインフラの老朽化が社会問題となっているが、川崎市においてこれらの老朽化したグレイインフラを有機土木的な視点でグリーンインフラを用いて見直すべき。	雨庭整備などグリーンインフラの導入によりグレイインフラを補完していく方向性を検討
■実施計画			
32	中島副部会長	・ 戦略として明確化するため、いつまでに何をするのかをイメージできると良い ・ 市民や企業との協働として委ねていくことと合わせて、実施計画を整理できると良い	市・市民・企業等の役割分担を含め、施策のモニタリングができるような実施計画に当たる内容を整理